

## 【電子クーポン要件】

### ○利用期限が設定できる

### ○利用店舗を限定できる

国 Q&A 問 65-3

Q. 出産・子育て応援ギフトをキャッシュレス（地域通貨や LINE ペイなど）で支給するシステムを構築する場合であっても、システム構築等導入経費の補助対象という理解でよいか。

A. 出産・子育て応援ギフトの支給について、幅広い選択を可能としているところ、国としては、現金ではなくクーポン等を活用して支給することにより、ギフトの使用を子育て目的に限定することが可能であり、また、有効期限を設定することでより消費につながりやすいといったメリットがある等の観点から、電子クーポン等の電子的方法の活用や都道府県による広域連携など、効率的な実施方法での実施を推奨しております。

また、実施要綱においても、クーポンの用途として、使用対象外となる商品・サービス（酒やたばこ、パチンコ、ギャンブルなど）を定めることとしています。

このため、キャッシュレス（地域通貨やペイなど）によるシステム構築を行う場合であっても、上記のような用途制限や有効期限を設定することができない場合には、補助の対象外となります。（ただし、キャッシュレスの用途制限・有効期限の設定に準備期間を要すること等を踏まえ、まずは用途制限・有効期限を設定しないキャッシュレスによる支給を行うためのシステム構築を行う場合も補助対象としますが、この場合であっても、将来的には用途制限・有効期限を設定していただくことが前提となりますので、引き続き都道府県においてご検討をお願いいたします。）

### ○利用額に応じて、利用額相当分が市町に請求される

※ギフト券のように受給者への受け渡し時点で費用が発生する前払式支払手段については、利用者への配布額に応じた請求がされること

国 Q&A 問 39-3

Q. 現金以外の電子クーポン等により出産・子育て応援ギフトを支給する場合における予算執行上の留意点はどのようなものがあるか。

A. ギフト対象者に配付した電子クーポン等の額面の合計ではなく、ギフト対象者の利用に応じて電子クーポン等対象店舗等に支払った金額が市町村としての執行額となることに留意してください。

### ○支給要件を満たした人に取得させることができる

→妊娠届 or 出生届後に市町が面談し、受給申請した方が対象

### ○マイナンバーを活用してクーポン取得履歴が確認できる

→県内で住所が変わった場合、転出先市町がクーポン発行履歴を確認できるとよいと市町から要望あり

### ○誰がどの店舗で利用したか集計が出せる

→市町に情報提供（個人の特定は不要、〇〇市民は●%が市外で買いものしている、とか◆◆に利用しているとかの情報があればよい）

# 出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算案：370億円

## 1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

## 2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期  
(妊娠8~10週前後)

妊娠期  
(妊娠32~34週前後)

出産・産後

産後の育児期

面談  
(\*1)

面談  
(\*2)

面談  
(\*3)

随時の子育て関連イベント等の情報発信・  
相談受付対応の継続実施 (\*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)  
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(\*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、  
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

- (\*1) 子育てガイドを一緒に確認。  
出産までの見通しを寄り添って立てる 等
- (\*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。  
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、  
必要な支援メニューにつなぐ

- (\*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ・ ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)
- ・ 妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援

「経済的支援の対象者」令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

「経済的支援の実施方法」出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等  
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

## 3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

## 4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10  
令和5年度当初予算(案)

○伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○経済的支援:国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

# 「出産・子育て応援交付金」の趣旨・基本的な考え方

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、**孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭**も少なくない。  
**全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備**が喫緊の課題。
- このため、令和4年度第2次補正予算で、**以下の取組を一体として実施する事業**を支援する**「出産・子育て応援交付金」を創設**。
  - ・ **伴走型相談支援の充実**
    - … 妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しをたてるための面談やその後のプッシュ型の情報発信・相談の随時受付等の継続実施を通じ、必要な支援等につなぐ
  - ・ **経済的支援（以下、「出産・子育て応援ギフト」という）**
    - … 妊娠届出時及び出生届出後の合計10万円相当とし、令和4年4月以降に出産された全ての方を対象とする
- 上記を**パッケージで実施**することにより、相談実施機関への**アクセスがしやすくなり**、産後ケアや一時預かり・家事支援などの**利用者負担が軽減**され、必要なサービスにつながりやすくなり、その結果、**必要な支援が確実に妊婦・子育て家庭に届き**、伴走型相談支援の実効性が高まる。
- 本交付金は、今般の補正予算において、**全ての市町村で実施**するために必要な費用（令和5年9月末まで）を計上するとともに、**継続的に実施**することにより、**全ての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てができるようにしていく**。
  - ※ 本事業を継続的に実施するために必要な安定財源の確保については、12月16日に決定された与党税制改正大綱において、「出産・子育て応援交付金」の事業費が満年度化する令和6年度以降において継続実施するための安定財源について早急に検討を行い、結論を得ることとされていることを踏まえ、引き続き検討。
  - ※ 継続実施事業であることを踏まえ、経済的支援については、電子的な方法の活用や広域的な連携を含め、効率的な事業実施の在り方を引き続き検討。

# 「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体における**これまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じて**本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫に基づく柔軟な仕組み**とする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を**組み合わせた形**で、**全ての妊婦・子育て家庭**のニーズに即した効果的な支援となるよう**工夫**し、この**支援を早期に対象者に届ける**ことを目指す。

## 伴走型相談支援

### ○ 面談実施のタイミング

- ①妊娠届出時
- ②妊娠8か月前後
- ③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談

### ○ 面談の実施機関・実施者

以下のいずれでも可

- ・子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
- ・身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

### ○ 面談の対象者

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

### ○ 面談の内容・実施方法

- ・アンケートの回答や子育てガイドを一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる
- ※アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

一体で実施

## 出産・子育て応援ギフト

### ○ 支給のタイミング・支給の条件

**出産応援ギフト（5万円相当）**

：妊娠届出時の**面談実施後**

**子育て応援ギフト（5万円相当）**

：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

### ○ 支給形態（実施方法）

各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能

- ・出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
- ・妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

※ 市町村の判断により、現金給付（キャッシュレス含む）もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費（P7参照）は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっても将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

### ○ 遡及適用者への支給方法

- ・事業開始前に出産された方  
→ 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・事業開始時点で妊娠期にある方  
→ 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、出生届出後に5万円相当を支給することを推奨（妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可）

# 令和4年度補正予算における

## 「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ（全体像）

- 令和4年度補正予算に計上した「出産・子育て応援交付金」（令和5年9月末まで）の都道府県・市町村への補助の内訳と、それぞれの補助に係る補助率等については以下のとおり。補助対象等の詳細は交付要綱でお示しする予定。
- 出産・子育て応援ギフトは、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称を検討いただきたい。例：パパママ応援ギフト、出産準備金
- 令和4年度補正予算の地方負担分は、令和4年度の地方交付税の増額交付等の中で対応していただきたい。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち本年度の予備費で措置された「原油価格・物価高騰対応分」や「重点交付金」を、本事業の令和4年度補正予算の地方負担分に充てることも可能。

### ① 伴走型相談支援

公費：202億円（国費：135億円）

**補助率** 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



**対象となる費用**（ランニングコスト）

- ・ 伴走型相談支援を実施する**職員人件費**
- ・ 伴走型相談支援の事務に要する**活動費** 等

※ 伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援に要する市区町村の事務に要する費用を含む。

### ② 出産・子育て応援ギフト

公費：1,564億円（国費：1,042億円）

**補助率** 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



**対象となる費用**（ランニングコスト）

- ・ **出産応援ギフト**（妊娠届出時／妊婦1人当たり5万円相当）
- ・ **子育て応援ギフト**（出生届出後／こども1人当たり5万円相当）

※ クーポン、サービス利用券、交通費やベビー用品の購入・レンタル費用助成など、幅広い方法で支給可能

### ③ システム構築等導入経費

公費：90億円（国費：90億円）

**補助率** 国10/10

**対象となる費用**（主にイニシャルコスト）

#### <都道府県>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を**広域連携**により行うための費用（**クーポン発行等に係る委託経費、電子クーポンプラットフォームの構築経費** 等）

#### <市町村>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を行うための**システム開発経費、クーポン発行等に係る委託経費** 等

原則としてイニシャルコストに対する補助であるため、令和4年度補正予算限りの予算措置

オプションとして、例えば、

- ・ 都道府県内等において、里帰り先市町村においても産婦のニーズに応じて産後ケアなどの必要な支援を案内することができるような支援対象者の情報の引継ぎ・共有
- ・ 都道府県内での転居の際に、転居元におけるギフトの支給の有無の確認等ができる機能を付加する場合も補助対象

出産・子育て応援ギフトの支給管理等を行うためのシステムや、伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステム

# 令和4年度補正予算における出産・子育て応援交付金の補助単価案について①

## 1 伴走型相談支援

子育て世代包括支援センター1か所当たり、以下の補助単価とする。

※子育て世代包括支援センターを設置していない自治体は1自治体当たり、以下の補助単価とする。

	令和4年度	令和5年度上期
補助率	—	国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
補助単価	—	①7,784千円 (10か月分)
	—	②1,290千円 (10か月分) ※導入当初の円滑な事業実施を確保するための時限的な上乗せ分

## 2 出産・子育て応援ギフト

	令和4年度	令和5年度上期
補助率	国2/3、都道府県1/6、市町村1/6	
補助単価	出産応援ギフトの対象妊婦、子育て応援ギフトの対象児童それぞれ1人当たり50千円	

# 令和4年度補正予算における出産・子育て応援交付金の補助単価案について②

## 3 事務費（システム構築等導入経費）

### 都道府県分

	令和4年度	令和5年度上期
補助率	国10/10	
補助単価	①システム開発経費 1自治体あたり10,000千円	
	②クーポン発行等に係る委託経費等 ギフト対象者100人当たり80千円	

### 市区町村分

	令和4年度	令和5年度上期
補助率	国10/10	
補助単価	①システム構築等導入経費 1自治体あたり2,000千円（※） + ギフト対象者100人当たり44千円 ※広域的かつ電子的に経済的支援を行う政令指定都市、中核市に限り1自治体当たり10,000千円	
	②現金以外のクーポン発行等に係る委託経費等 ギフト対象者100人当たり80千円	

（※1）令和4年度中に国から交付決定を受けた場合は、当該交付決定額については原則令和4年度中に執行する必要がある。

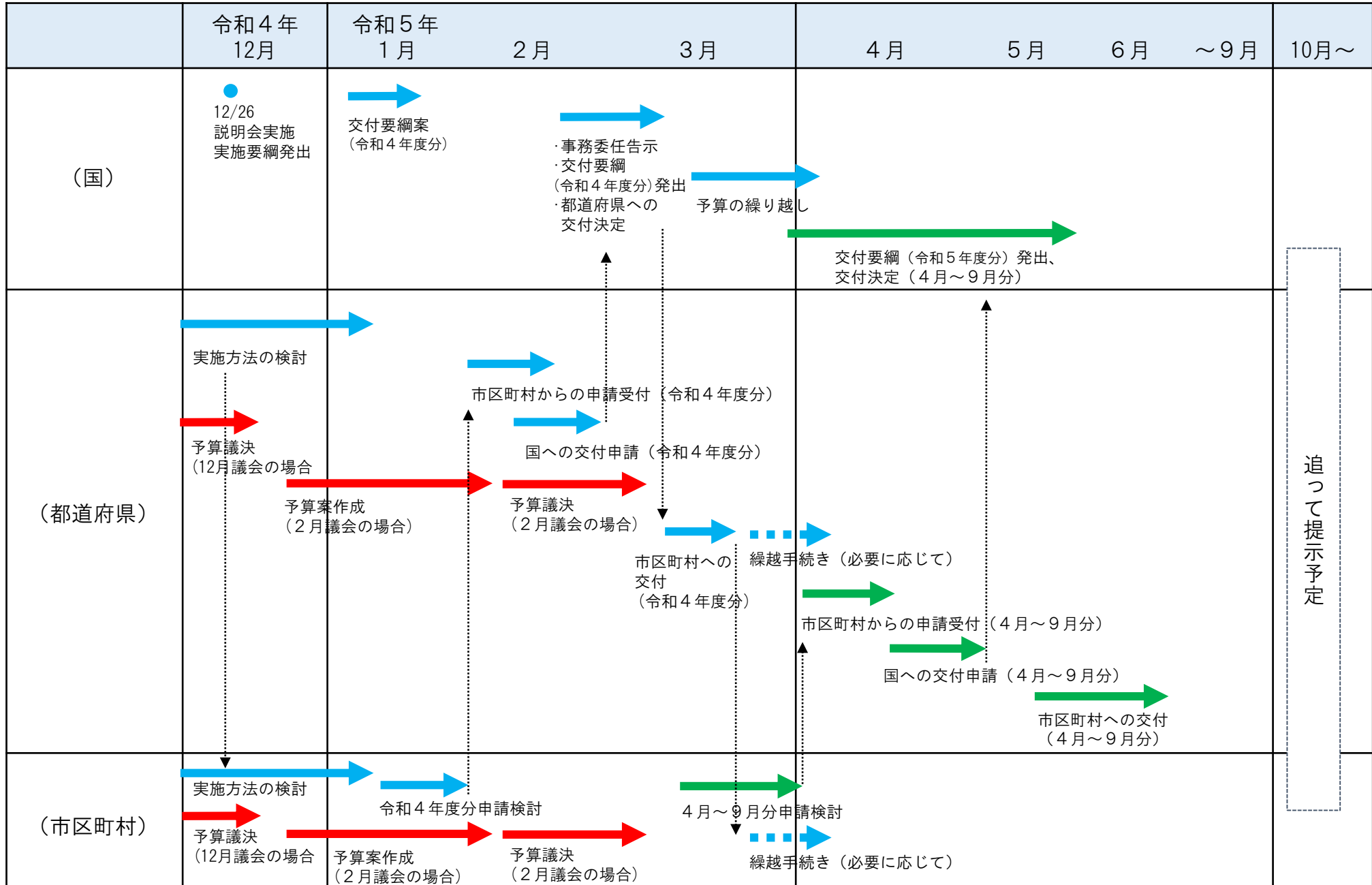
（※2）執行が間に合わずに繰越を行う場合は、各自治体において財政当局に相談し、所定の繰越手続を行っていただく必要があり、不用を生じさせ、在庫返納が生じないように確実に手続を行っていただく必要がある。

（※3）令和4年度の交付申請の締め切り日までに交付申請できなかった自治体で、当該締め切り日以降に事業を開始した場合は、令和5年度に支払いが生じるものとして令和5年度以降に当該不足分も含めて交付申請する。

（※4）令和4年度に交付決定を受けた自治体が、令和5年度上期に交付申請を行う場合は、令和4年度交付決定額と合算して、令和5年度上期の補助単価額の範囲内の額とする。

# 具体的な執行スケジュール

(令和4年度分と令和5年度分(4月~9月分)に分けて執行する場合)





# 令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令4法98）

- 出産・子育て応援ギフトは、その受給者自らが出産や子育てのために使用できるようにするため、**差押えを禁止する等の措置を行う必要**があることから、第210回臨時国会にて**令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律**（議員立法）が成立し、以下の取扱いとすることとなった（令和4年12月14日公布・施行）。

## ・ 差押禁止等

### ① 権利の差押え等の禁止

令和四年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止する。

### ② 金銭等の差押えの禁止

令和四年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産について、差し押さえることを禁止する。

## ・ 非課税

租税その他の公課は、令和四年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

- なお、自治体独自の予算で増額した部分については、非課税・差押禁止の対象とはならないため御留意いただきたい（Q&A問8-7）。

※ 本法律に規定する「令和四年度出産・子育て応援給付金」とは、令和四年度の一般会計補正予算（第2号）において令和5年9月末までの予算を計上している出産・子育て応援交付金により行われる経済的支援を意味する。

# 令和5年度当初予算案における 「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ（全体像）

- 令和5年度当初予算案に計上した「出産・子育て応援交付金」（令和5年10月以降の半年分）の都道府県・市町村への補助の内訳と、それぞれの補助に係る補助率等については以下のとおり。補助対象等の詳細は交付要綱でお示しする予定。
- 令和5年度当初予算案の地方負担分については、地方財政措置が講じられる予定。
- なお、円滑な事業実施を確保するための時限的な措置として、出生者数の多い自治体を中心に本事業実施の際に生じるかかりまし経費等について全額国費で支援する措置も含める予定。（詳細は令和5年度当初予算の交付要綱等でお示しする。）

## ① 伴走型相談支援

公費：101億円（国費：50億円）

**補助率** 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4



**対象となる費用**（ランニングコスト）

- ・ 伴走型相談支援を実施する**職員人件費**
- ・ 伴走型相談支援の事務に要する**活動費** 等

※ 伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援に要する市区町村の事務に要する費用を含む。

## ② 出産・子育て応援ギフト

公費：420億円（国費：280億円）

**補助率** 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



**対象となる費用**（ランニングコスト）

- ・ **出産応援ギフト**（妊娠届出時／妊婦1人当たり5万円相当）
- ・ **子育て応援ギフト**（出生届出後／こども1人当たり5万円相当）

※ クーポン、サービス利用券、交通費やベビー用品の購入・レンタル費用助成など、幅広い方法で支給可能

## ③ クーポン等に係る委託経費等

公費：40億円（国費：40億円）

**補助率** 国10/10

**対象となる費用**（ランニングコスト）

<都道府県>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を**広域連携**により行うための費用（**クーポン発行等に係る委託経費**）等

<市町村>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を行うための**クーポン発行等に係る委託経費** 等

都道府県においては、経済的支援の広域連携のほか、伴走型相談支援についても、域内市町村の取組を把握し、好事例を共有するなどの役割を担っていただきたい

## 出産・子育て応援ギフト

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）の趣旨
- ・ 出産・子育て応援ギフトの支給方法
- ・ 先行する自治体の取組例（市町村・都道府県）
- ・ 都道府県・市町村の検討状況（アンケート結果＋国の考え方、検討依頼）
- ・ 出産・子育て応援ギフトの支給対象者
- ・ 出産・子育て応援ギフトの支給のパターン（全体像）
- ・ 事業開始後の通常パターンへの対応（全体＋個別事例ごと対応）
- ・ 経過措置への対応（全体＋個別事例ごとの対応）
- ・ 出産・子育て応援ギフト申請書のひな形（再掲）
- ・ 国から日本医師会、日本産婦人科医会等への協力依頼
- ・ 自治体の事業開始時点で妊娠中の方へのアンケートのひな形
- ・ 自治体の事業開始前に出産した方へのアンケートのひな形

# 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）の趣旨

- 伴走型相談支援と経済的支援（出産・子育て応援ギフト）は一体として行うこととしているが、その趣旨は、出産・子育て応援ギフトの支給により、
  - ・ 妊婦や子育て家庭が**伴走型相談支援の実施機関にアクセスがしやすくなり**（インセンティブ付与）
  - ・ 必要な方には、産後ケアや一時預かり等の利用者負担の軽減などにつながる経済的支援の活用と組み合わせながら、**妊婦や子育て家庭が必要な支援サービスの利用を具体的に相談・調整し**、
  - ・ その結果、必要な支援メニューが確実に妊婦や子育て家庭に届くこととなり、伴走型相談支援の事業の実効性がより高まるというものである。
- そのため、出産・子育て応援ギフトについては、**妊娠届出時（5万円相当）と出生届出後（5万円相当）の2回に分け、面談を受けてアンケートに回答した方に対して支給することとする。**



# 出産・子育て応援ギフトの支給方法

○ 子育て支援サービスの利用負担軽減につなげる観点から、各自治体の判断・創意工夫により、例えば、

- ・ 産後ケア、一時預かり、家事・育児支援サービス等の利用料助成・利用料減免
- ・ 出産・育児関連用品等の商品券（クーポン）の支給
- ・ 妊婦健診の交通費やベビー用品の購入・レンタル費用等の助成



など、**幅広い支給方法を選択することが可能。**

なお、クーポン等の発行には準備に時間がかかることも想定されるため、出産準備金などの現金給付（キャッシュレスを含む。）もオプションとして排除しない。

○ また、今般の取組は、令和5年度以降も継続的に実施していくものであることから、制度導入時に一度システム構築等を行えば、継続的な活用が可能となる。このため、経済的支援の趣旨を踏まえて、**電子クーポン等の電子的な方法の活用や都道府県による広域的な連携**など、効率的な実施方法をご検討いただきたい。

※ 今回の補正予算においては、出産・子育て応援ギフト支給に係るシステム開発経費やクーポン発行等に係る委託経費に充てる事務費も計上（補助率：国10/10）している。このイニシャルコストについては早期の執行が必要。

※ 電子クーポンや広域的な連携については、

- ・ 対象商品の電子カタログ等を見ることで、妊婦や子育て家庭が出産や子育てに必要な商品やサービスを知ることができる
- ・ 出産・子育て目的に限定し、有効期限を設定することで、より出産育児関連用品の購入や一時預かり等の子育て支援サービスの利用につながりやすい
- ・ 地域の創意工夫に基づき、地域の商店街店舗を対象とすること等による産業振興、地域の活性化や、新たな子育てに関するサービスの創出などにつながることも期待される
- ・ 商品の一括購入により全体コストを抑えられる

といった政策的な意義や自治体や対象者にとってのメリットがある。

# 先行する自治体の経済的支援の例

※厚生労働省調べ

<p>育児関連用品等の商品券等の例</p>	<p><b>(ウェブカタログギフト)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産時にこども一人当たり10万円相当のポイントを付与（育児用品・子育て支援サービスに使うことが可能）【東京都（人口1,400万人）】</li> <li>・こども一人当たり5万ポイント（5万円相当）分の育児用品や家事・育児サービスなどを、選択することが可能【愛知県名古屋（人口：232万人）】</li> </ul> <p><b>(紙クーポン)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から子育て期にわたって支援を行うため、妊娠届出をもとに妊婦を対象として保健師・助産師等との「ゆりかご面接」を実施。面接を受けた妊婦には、子育て応援ギフト券（こども商品券1万円分）を配付【東京都三鷹市（人口：19万人）】</li> <li>・申請者（0歳児対象）におむつクーポンを配付し、市の委託店でおむつと引き替え（クーポンと子の身分証提示）【茨城県石岡市（人口：7万人）】</li> </ul> <p><b>(現物支給)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者（0歳児対象）が市の委託業者におむつ・おしりふき等を注文し、宅配（月4,500円まで×12月）【神奈川県厚木市（人口：22万人）】</li> </ul>
<p>子育て支援サービス等の利用料減免の例</p>	<p><b>(電子クーポン)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出時や転入してきた妊産婦の方を対象に、家事代行サービス・助産師ケアサービス（流産・死産の産婦へのグリーンケアを含む）に利用できる電子クーポン（2万円分）を交付【大阪府吹田市（人口：38万人）】</li> </ul> <p><b>(紙クーポン)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネウボラ面接（妊娠期面接・産後面接）の際に、こども1人当たり1万円分の地域の産前・産後サービスが利用できる「せたがや子育て利用券」を配付【東京都世田谷区（人口：92万人）】</li> <li>・旭川市に住民票のある妊娠中又は産後1年未満の方にヘルパー事業者の家事や育児の支援を受けることができる利用券（1万円分）を交付【北海道旭川市（人口：33万人）】</li> <li>・有田市に住民票を有し、令和3年4月1日以降に「妊娠届」を届け出た方または出産され「出生届」を届け出た方に家事支援や一時預かりで使えるスマイルチケットを交付（妊婦は2万円分、出産された方は3万円分）【和歌山県有田市（人口：2.7万人）】</li> </ul>
<p>妊婦健診交通費・チャイルドシートの費用助成の例</p>	<p><b>(妊婦健診交通費の費用助成)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・淡路島外の医療機関等で妊婦健康診査を受け、出産する方を対象に、通院費用の一部（1回につき1,820円）を助成【兵庫県淡路市（人口：13万人）】</li> <li>・令和3年7月1日（基準日）に春日市に住民票がある人で、基準日から令和4年3月31日までに妊娠の届出を行った妊婦などにタクシー料金助成券1万円分（500円券×20枚）を交付【福岡県春日市（人口：11万人）】</li> </ul> <p><b>(チャイルドシート購入費の費用助成の例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャイルドシートを購入した方に購入費の2分の1（1万円以上の場合は上限5千円）を助成【愛媛県上島町（人口0.6万人）】</li> <li>・住民登録された1歳未満の父母で、市民税等を滞納していないことを要件に、チャイルドシート購入費の2分の1（限度額5千円）を助成【群馬県沼田市（人口4.6万人）】</li> </ul>
<p>妊娠・出産祝い金の例</p>	<p><b>(妊娠時・出産時（電子マネー）)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠時にゆりかごTAMA（妊婦面接）を受けた妊婦に1万円分、3~4か月児健診時に2万円分を支給【東京都多摩市（人口15万人）】</li> </ul> <p><b>(妊娠時（現金）)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠22週を経過した妊婦に対し、胎児1人当たり4万円を支給【静岡県伊豆市（人口：3万人）】</li> <li>・妊娠15週を経過した妊婦に対し、赤ちゃん（胎児）1人につき3万円を支給【栃木県真岡市（人口：7.8万人）】</li> <li>・妊娠20週以降から出産まで、区内に住民登録がある方、一妊娠につき4万5千円を支給（多児妊娠・出産でも同額）【東京都千代田区（人口：6.7万人）】</li> </ul> <p><b>(出産時（現金）)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に1年以上定住している夫婦が出産された場合、1人目のお子様1人につき10万円などを支給【長崎県東彼杵町（人口：0.8万人）】</li> <li>・平成28年4月2日以降にお生まれのお子様（新生児）1人につき10万円を支給【岡山県備前市（人口：3.2万人）】 他多数</li> </ul>

# (参考) 都道府県による広域連携の取組の先行事例 (東京都)

○ 出産・子育て応援ギフトの都道府県による広域連携のイメージ例は以下のとおり (東京都提供資料)。

## 東京都出産応援事業について

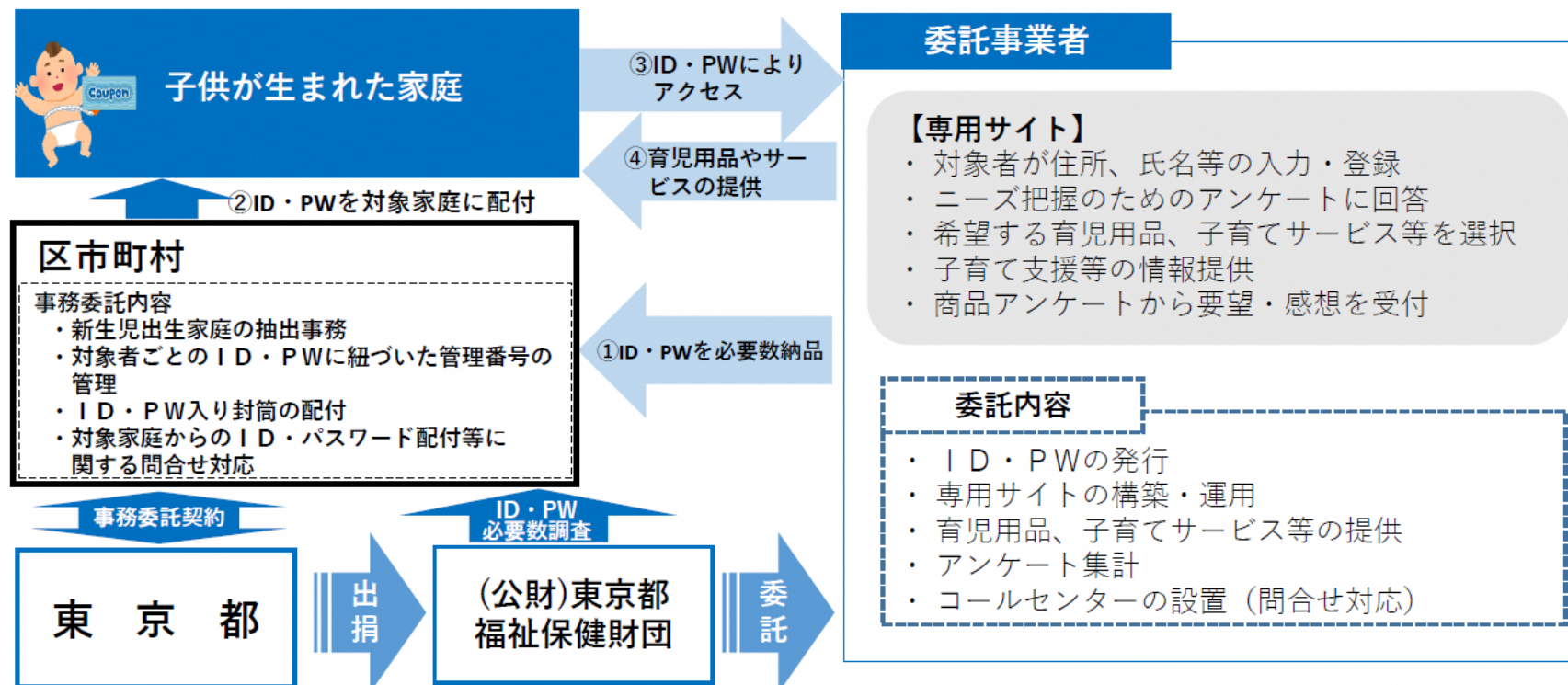
### 目的

コロナ禍において、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするため、育児用品や子育て支援サービス等を提供し、子育てを社会全体で応援しているというメッセージを発信するとともに、子育て家庭のニーズを把握し、施策へ反映する。

### 概要

**対象** 令和3年1月1日～令和5年3月31日に出生した子供を持つ家庭  
**支援内容** 子供1人当たり10万円分の育児用品や子育て支援サービス等  
**事業開始** 令和3年4月1日 (事業期間：令和3～4年度の2年間)  
※ 子育て家庭の状況やニーズ把握のためのアンケートを実施し、あわせて子育て支援等の情報提供を行う

### イメージ図



# 検討状況のアンケート結果（市区町村） ※12月16日 17時時点

回答数：970自治体

## ○ 出産・子育て応援ギフトの支給形態・方法 ※複数選択可

育児関連用品等の商品券（専用サイト・アプリ等による電子クーポン）	49	現金給付（電子マネー、キャッシュレス）	39
育児関連用品等の商品券（紙クーポン）	36	現金給付（現金）	903
子育て支援サービス等の利用料減免（専用サイト・アプリ等による電子クーポン）	9	その他の方法により実施予定	57
子育て支援サービス等の利用料減免（紙クーポン）	9		

## 【国としての基本的な考え方、今後の進め方】

- 出産・子育て応援ギフトの支給について、幅広い形態を選択可能としているところ、**国としては**、政策的意義、自治体・対象者のメリット（P37参照）等の観点から、**電子クーポン等の電子的方法の活用や都道府県による広域連携**（以下「**県広域連携**」という）など、効率的な実施方法での実施を**推奨**している。
- このための**システム構築等導入経費（イニシャルコスト）**は、**令和4年度補正予算にのみ計上**するもの、かつ、繰越明許費と位置づけていることから、本予算を国で繰り越した場合、**当該経費（国10/10負担）を執行して活用いただけるのは、令和5年度末まで**となる。
- **国としては**、早期の事業実施の観点から現金給付で事業を開始する予定の市町村においても、上記予算を活用した県広域連携に参画・移行できるよう、**子育てアプリ・サイト・電子クーポンによる子育て支援**について、内閣官房こども家庭庁設立準備室にて12月20日に設置された「**こども政策DX推進チーム**」（P43参照）の下、自治体等と意見交換しつつ、**デジタル化の課題抽出、普及方法の検討や国の支援等について議論し、周知していく予定**。

## 【全自治体への検討依頼】（※次ページの取組例も参照）

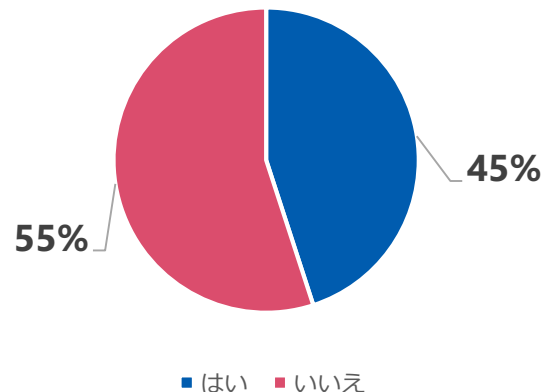
- クーポン支給には一定の準備期間を要する等、早期の事業実施の観点から**現金給付で事業を開始する予定の市町村**、及び、当該市町村の検討状況から**県広域連携を検討いただけていない都道府県**におかれても、令和4年度補正予算を国で繰り越した際に、**令和5年度であれば**補助基準額の範囲内での**交付申請が可能となるシステム構築等導入経費（国10/10負担）を活用した県広域連携**について、**都道府県・市町村間で引き続きご検討いただきたい**。
- その他の市町村、（県広域連携を実施予定の）都道府県におかれましても、引き続き、両者間での意向確認等の調整を経て、県広域連携の取組の推進にご協力いただきたい。



回答数：40自治体

## ○ 出産・子育て応援ギフトについて、都道府県による電子クーポンのプラットフォームの構築等、管内市町村との調整に基づく広域連携による取組の実施予定

はい	18
いいえ	22



## ○ 前問で「はい」と回答した都道府県の市区町村との調整方法についてのイメージ（主な回答）

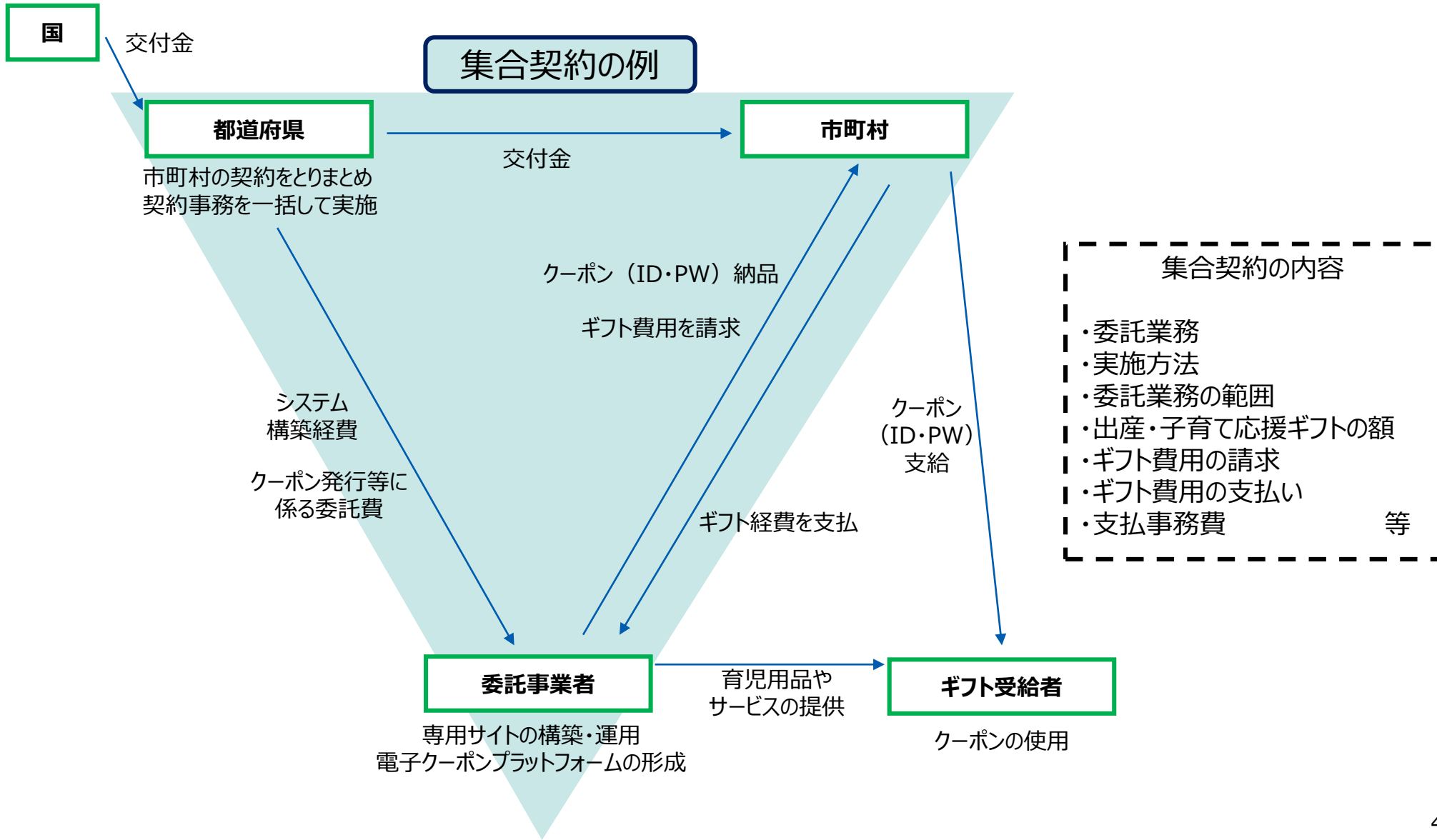
- ・市町村に対し、都道府県で検討中の広域連携の取組みを提案し、市町村の意向を確認する。
- ・広域連携方法について、いくつかの選択肢を市町村へ示したうえで、参画を希望する市町村が一定数あった場合に調整を行うことを想定。
- ・デジタルギフトによる支給体制を整え、希望した市町村が利用できるよう、県が集合契約を行う。
- ・市町村の意向を確認し、県が広域連携でカバーできるものは一括してシステムやプラットフォームの構築を行う予定。
- ・市町村の希望や意見を聴取するヒアリングを実施し、広域連携を行う場合は参加見込み市町村と会議等により方針を決定。

## ○ 前々問で「はい」と回答した都道府県の市区町村との調整についての今後のスケジュール（主な回答）

- ・今後、広域連携の具体的なシステム内容、市町で必要となる経費、事務作業などを説明し、市町の意向を確認する。
- ・意向調査を年内に行う予定。広域連携による給付方法等について年度内に決定し、来年度中には導入したい。

# 都道府県による広域連携のイメージ（集合契約の例）

- 出産・子育て応援ギフトの都道府県による広域連携については、都道府県と市町村が一体となって、事業者と委託契約を結ぶことが考えられる。



# (参考) こども政策DX推進チームについて

## 1. 趣旨

子育てをより楽しく、安心、べんりなものにすることで、こどもまんなか社会を実現するためには、第一に、こどもや子育て家庭が必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な行政手続きをストレスなく行うことができる環境を整備することが重要である。

また、保育園などの子育て関連事業者や地方自治体など、こども政策の現場に携わる方々の事務負担を軽減し、こどもや子育て家庭への支援にかける時間やエネルギーをできるだけこども政策の質の向上に振り向けていくことも重要である。

このため、「こども政策 DX 推進チーム」を立ち上げ、DX の推進を通じてこどもまんなか社会の実現を図っていく。

## 2. 体制

チームリーダー	小倉こども政策担当大臣	チーム員	北波内閣審議官（こども家庭庁設立準備室審議官）
副リーダー	和田内閣府副大臣		長田内閣審議官（こども家庭庁設立準備室審議官）
副リーダー	自見内閣府大臣政務官		黒瀬内閣府大臣官房審議官（政策調整担当）
アドバイザー	畑中政策参与		滝澤内閣府大臣官房審議官（政策調整担当）
事務局長	渡辺内閣審議官（こども家庭庁設立準備室長）	オブザーバー	野村厚生労働省大臣官房審議官
事務局長代理	小宮内閣審議官（こども家庭庁設立準備室次長）		内山デジタル庁 国民向けサービスグループ 次長

## 3. 検討事項

(1) 子育て家庭に係る手続・事務負担の軽減

**このうち、伴走型相談支援のDX 推進を優先して取り組む**

(2) 子育て関連事業者や地方自治体等の手続・事務負担の軽減

## 4. 事務

○本チームの庶務は、内閣官房こども家庭庁設立準備室において行う。

## 5. その他

○運営に関し必要な事項は、事務局長がチームリーダーに諮って定める。

## 出産応援ギフトの支給対象者

- 「**出産応援ギフト**」（**妊娠届出時**）については、支給対象者は**妊婦（\*）**とし、**妊婦1人当たり5万円相当**とする。

\* 出産応援ギフトの支給対象者となる妊婦は、以下のアからウまでに掲げる者のうち、出産応援ギフトの申請時点で日本国内に住所を有する者とする（実施要綱P8参照）。

ア 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）

ウ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、イに該当する者を除く。）

# 子育て応援ギフトの支給対象者

- 「子育て応援ギフト」(出生届出後)については、支給対象者は出生したこどもを養育する者(\*)とし、新生児1人当たり5万円相当とする。

\* 子育て応援ギフトの支給対象者となる出生したこどもを養育する者については、以下のア又はイに掲げる対象児童を養育する者であって、子育て応援ギフトの申請時点で日本国内に住所を有する者とする(実施要綱P10参照)。

ア 事業開始日以降に出生した児童であって、日本国内に住所を有する者

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であって、日本国内に住所を有する者

ただし、次のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

一 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

二 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

三 法人

- なお、対象者の考え方等については、本資料P48以降の事例に加え、以下のQAも参照。

・外国籍の者・・・Q&A問26

・海外で妊娠して帰国した妊婦・・・Q&A問27

・離婚後300日問題等により出生届出が著しく遅延している産婦・・・Q&A問28-2

・未成年の妊婦・・・Q&A問28-3

・特別養子縁組や普通養子縁組の養親・・・Q&A問53-2

# 出産・子育て応援ギフトの支給のパターン

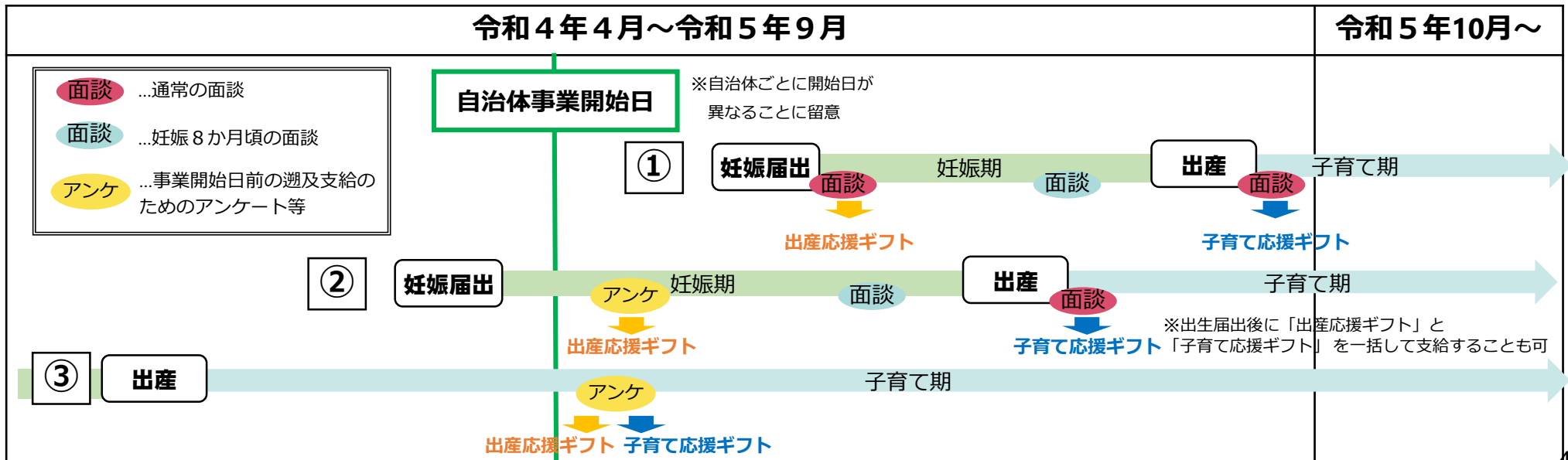
- **令和4年4月以降に出産された方**を対象とし、  
**「出産応援ギフト（5万円相当）」**（妊娠届出時）と**「子育て応援ギフト（5万円相当）」**（出生届出後）を支給する。

【考え方】

- ・事業開始日以降は、妊娠届出時、出生届出後にそれぞれ面談を実施した上で、ギフトを支給。
- ・事業開始日より前の「妊娠届出」と「出産」に係るギフトについては、アンケート等を実施することにより支給することを可能とする。

## 支給パターン

- (1) **事業開始日以降に妊娠届出**をし、**出産**した場合【下図①参照】  
 ⇒妊娠届出時に面談を実施し**「出産応援ギフト」**を、出生届出後に面談を実施し**「子育て応援ギフト」**を支給
- (2) **事業開始日前に妊娠届出**をし、**事業開始日以降に出産**した場合【下図②参照】  
 ⇒事業開始日以降に簡易アンケート等を実施し**「出産応援ギフト」**を、出生届出後に面談を実施し**「子育て応援ギフト」**を支給  
 ※出生届出後に面談を実施し**「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」**を一括して支給することも可
- (3) **事業開始日前に妊娠届出**をし、**出産**した場合【下図③参照】  
 ⇒事業開始日以降に簡易アンケート等を実施し**「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」**を支給



# 事業開始後の通常のパターンへの対応（P46の図①のケース）

## 妊娠届出時の対応

- 妊娠届出時に**面談**を実施（面談の実施方法の詳細は前述のとおり）
- 面談の際、**出産応援ギフト申請書（支給希望有かつ支給歴なし。同意欄に署名有）**とアンケートの回答を提出した方に対し、**出産応援ギフト**を支給
- **支給の申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。**

## 出生届出後の対応

- 出生届出後に**面談**を実施（面談の実施方法の詳細は前述のとおり）
- 面談の際、**子育て応援ギフト申請書（支給希望有かつ支給歴なし。同意欄に署名有）**とアンケートの回答を提出した方に対し、**子育て応援ギフト**を支給
- **支給の申請は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、対象児童が3歳に達する日以降は支給の申請はできないものとする。**

（※）**「申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情」とは、申請予定者が**

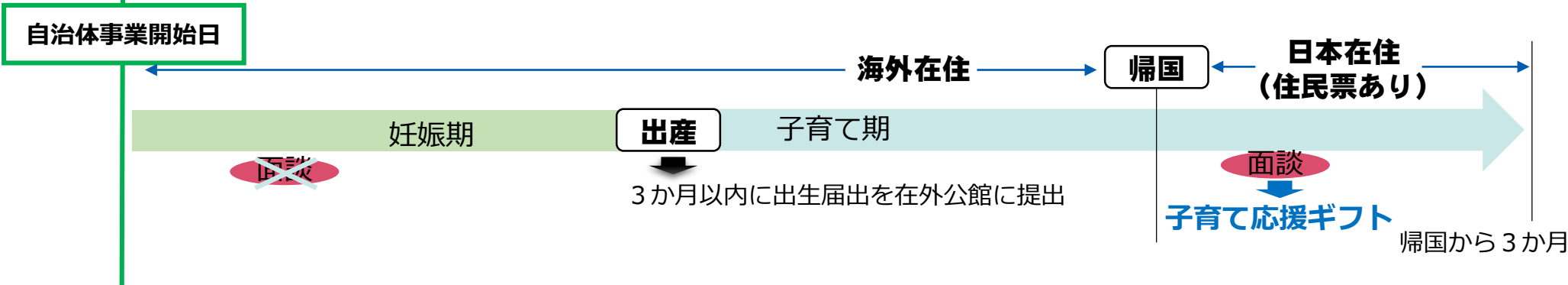
- ・ **「長期間の入院をしていた場合」**
- ・ **「継続的に海外で生活しており、帰国していなかつた場合」**
- ・ **「施設に入所していた対象児童を引き取つた場合」**

**など、申請予定者の責めに帰さないやむを得ない事情により申請できなかつたと認められる場合を言う。**

**なお、単に申請を忘れていたなどの場合は該当しない。（QA35-2参照）**

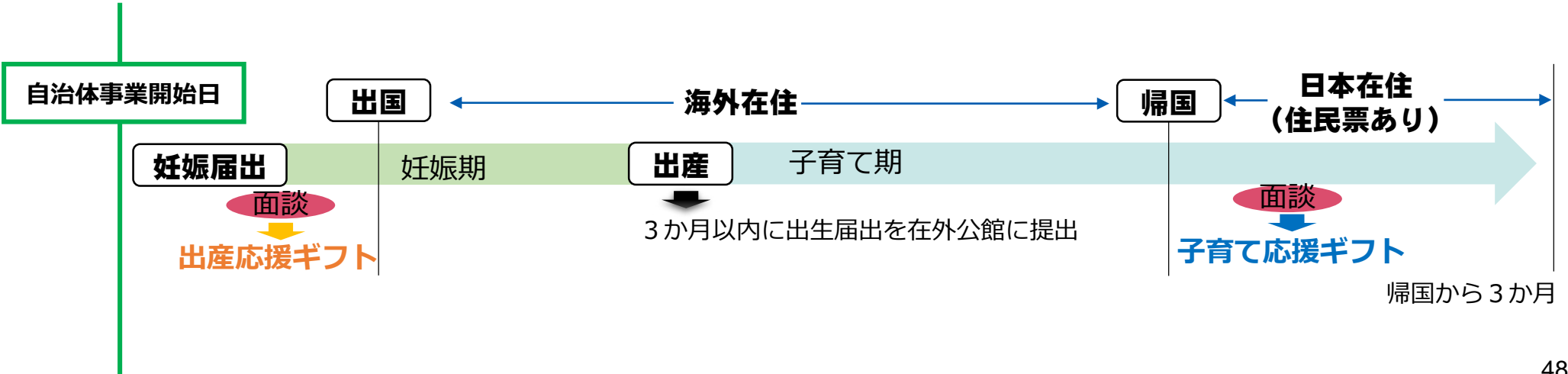
# 出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）①

○日本国籍を有し海外で出産して帰国した子育て家庭（Q&A問28、35-2、実施要綱P11）



- 帰国後、住民票のある面談を受けることで、子育て応援ギフトの支給対象となる。
- 子育て応援ギフトについては、帰国後（申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がやんだ後）3か月以内に支給申請を行えば支給することとなる（ただし、対象児童が3歳に達する日以降の場合は、支給の申請ができない）。
- なお、このケースでは、妊娠届出時の面談を受けていないため、出産応援ギフトは支給対象とならない。

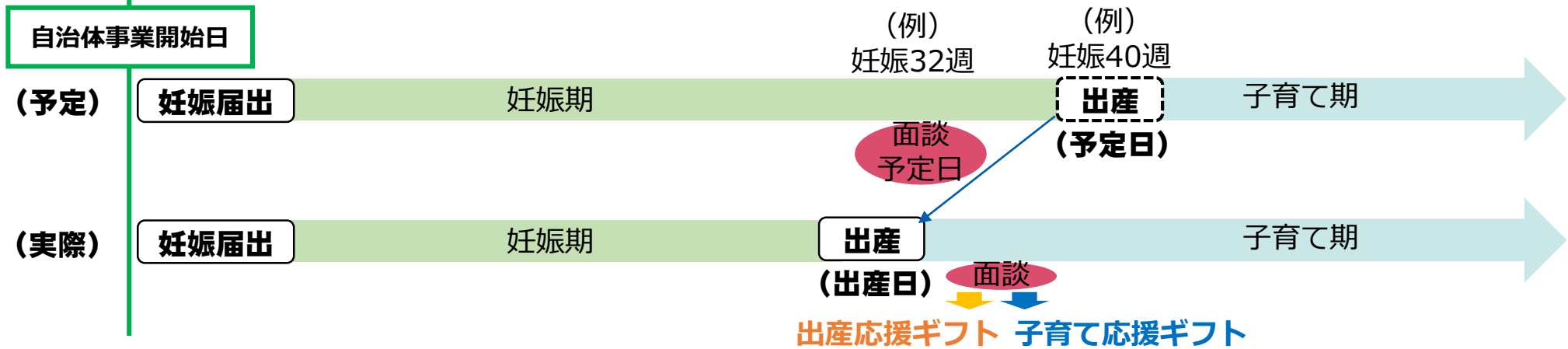
※以下のケースのように、日本で妊娠届出をし、面談を受けた場合は、出産応援ギフトも支給対象となる。





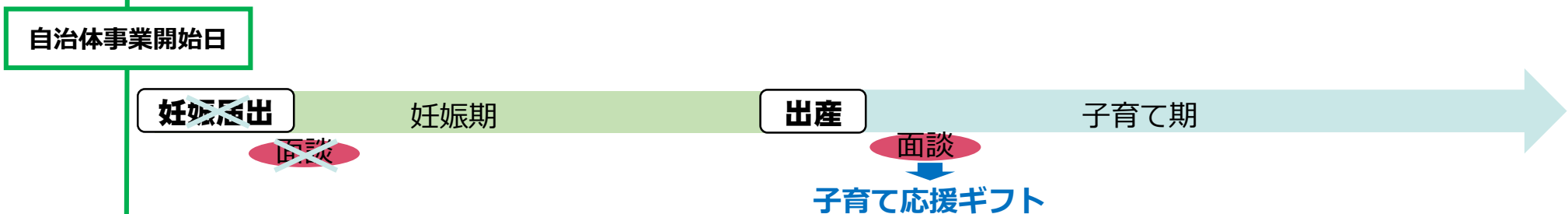
# 出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）②

## ○妊娠届出後の面談予定日より前に出産した場合（Q & A問36）



- ・原則として妊娠期間中に面談を実施した妊婦に出産応援ギフトの支給権が発生することとなるが、妊娠届出後の面談予定日より前に出産するなど、妊婦の責めに帰さない事由により面談が実施出来なかった場合には、出生届出後の面談実施後、申請に基づき「子育て応援ギフト」と一緒に「出産応援ギフト」も支給して差し支えない。（妊娠37週未満で生まれた場合には、妊婦の責めに帰さない事由に該当）

## ○駆け込み出産の場合（Q & A問36-2）

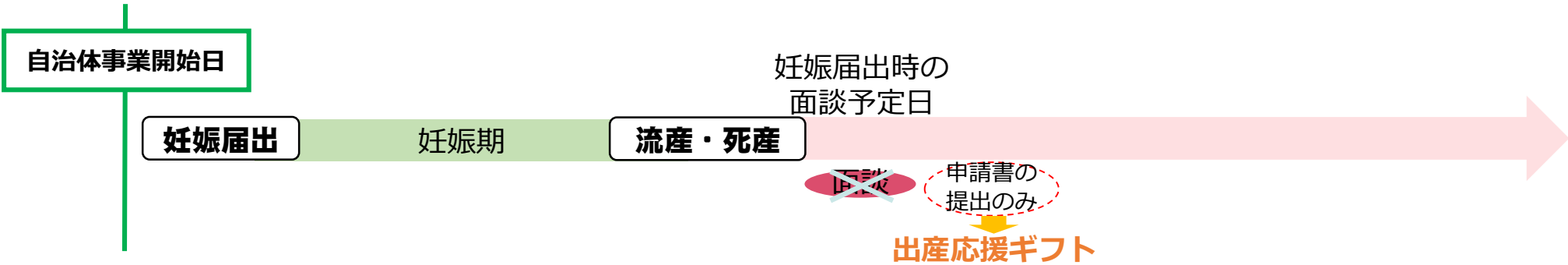


- ・妊娠届出をせず出産した場合（駆け込み出産）には、出産応援ギフトは支給しない。

※ただし、妊娠届出ができないやむを得ない事情を抱えていることも想定されることから、申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別の事情がある場合には、出産応援ギフトも支給して差し支えない。49

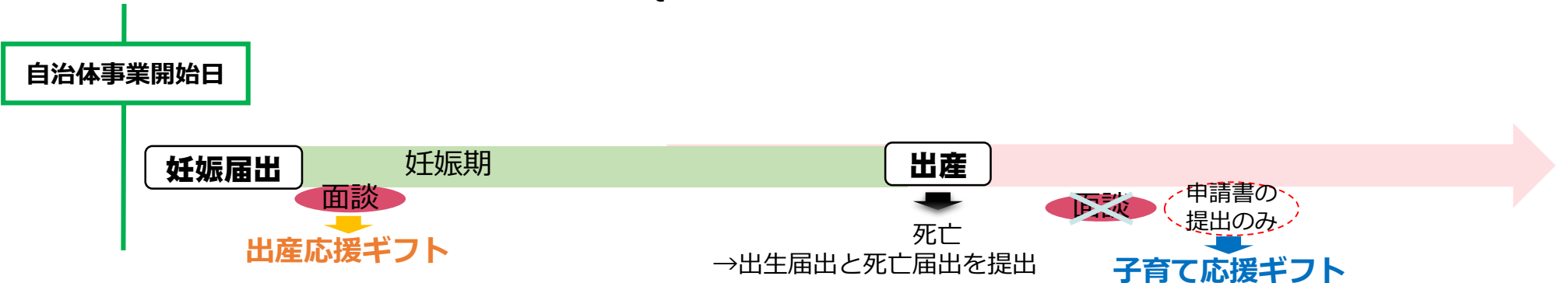
# 出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）③

## ○妊婦が妊娠届出後の面談実施前に流産・死産となった場合（Q&A問41）



- 妊娠届出後の面談予定日より前に流産・死産となった場合でも、出産応援ギフトは支給対象となる。この場合、面談等を実施することなく、申請書の提出のみをもって、出産応援ギフトを支給する。
- この場合の出産応援ギフトは、流産・死産となった方も使用できるような内容とすることが望ましい。
- その際、流産・死産となった方に対しては、例えば出産応援ギフトの郵送時に心理社会的支援等に係る相談窓口やピアサポートの案内や、産後ケア事業・産婦健診や妊娠12週を超えている場合は出産育児一時金等の対象になることの案内など、きめ細やかな配慮を行っていただきたい。

## ○こどもが出生後、面談実施前に死亡した場合（Q&A問43）



- こどもが出生後、面談実施前に死亡した場合でも、子育て応援ギフトは支給対象となる。この場合、面談等を実施することなく、申請書の提出のみをもって、子育て応援ギフトを支給する。

## 出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）④

○妊婦が妊娠届出後の面談を受けた後に人工妊娠中絶をした場合（Q&A問42、42-2）

自治体事業開始日

妊娠届出

妊娠期

中絶

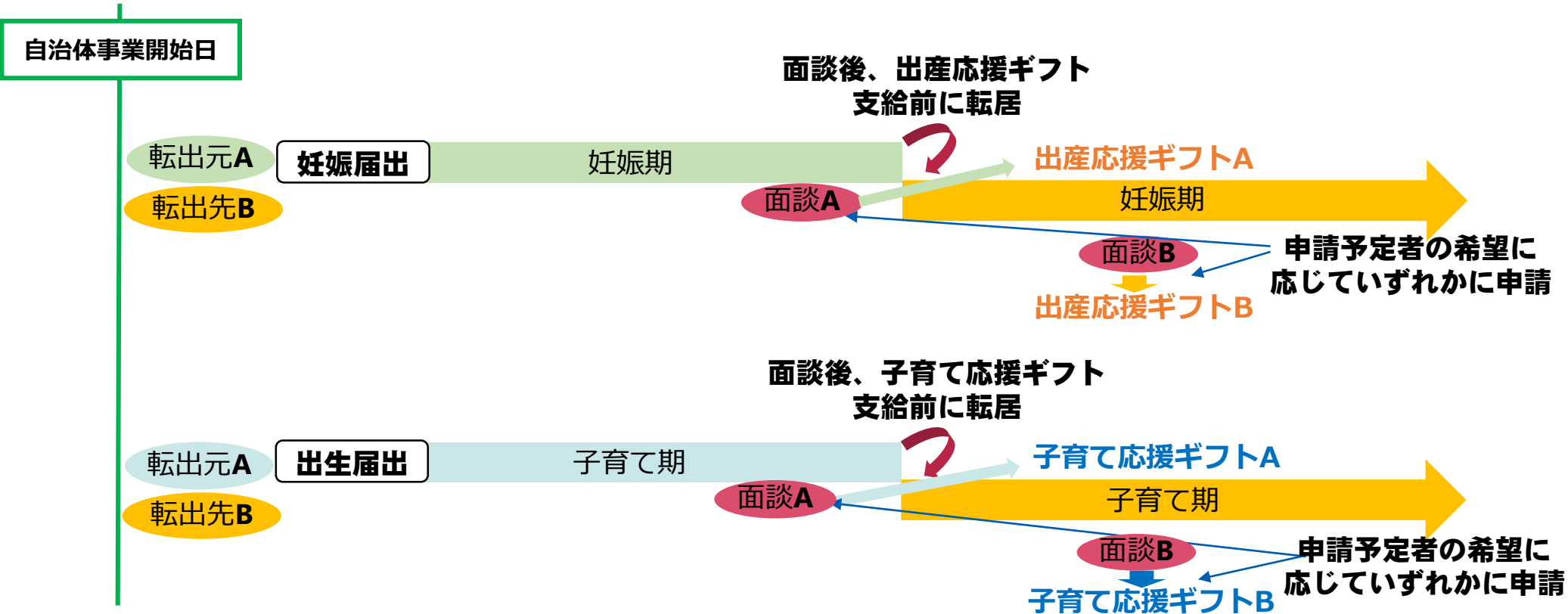
面談

出産応援ギフト

- ・ 妊婦が妊娠届出後の面談を受け、その後人工妊娠中絶をした場合でも、出産応援ギフトは支給対象となる。（面談で人工妊娠中絶の意思が確認できた方を含む）
- ・ なお、このようなケースについては、面談後、専門的な知見に基づく支援につなげることこそが重要であり、ギフト支給をきっかけに、妊娠届出にきてもらい、このように必要な支援につながることも、今回の交付金事業で期待される副次的効果に当たる。

# 出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑤

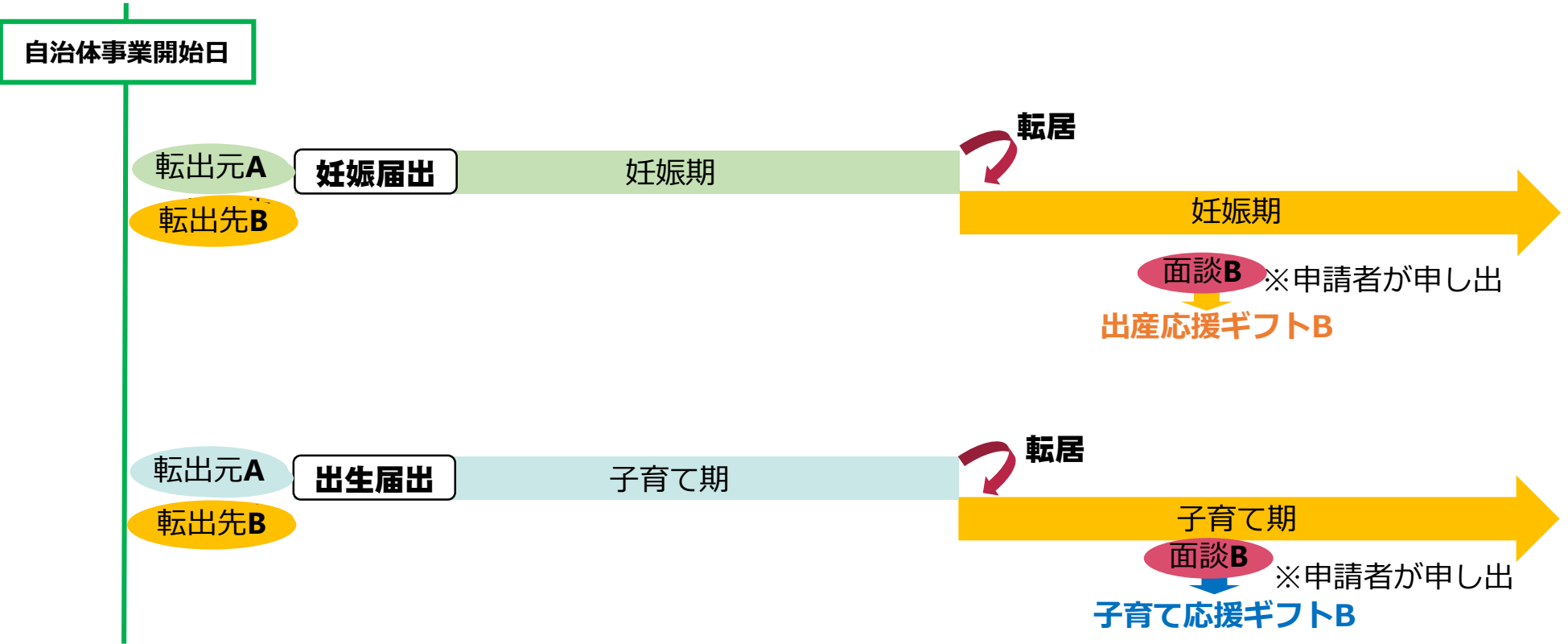
○面談実施後、出産・子育て応援ギフトの支給前に転居した場合（Q&A問44）



- ・ 転出元市町村で面談実施後、出産・子育て応援ギフトの支給前に転出した方については、その方の希望に応じて、転出元市町村又は転出先市町村のいずれかに申請することが可能。
- ・ 転出元市町村からの出産・子育て応援ギフト支給を希望する場合は、転居後であっても転出元市町村が支給して差し支えない。
- ・ 転出先市町村からの出産・子育て応援ギフト支給を希望する場合は、転出先市町村でも面談を実施した上で、申請者が転出元市町村で既に出産・子育て応援ギフトを受給していないか確認した上で支給する。
- ・ なお、転出元市町村で支給する場合であっても、当該転居者の孤立感・不安感を取り払うためには、転出先市町村において伴走型支援を行っていくことが本事業の本旨であることを踏まえ、転出先でも面談を実施し、その後の随時の情報発信・相談受付につなげていただきたい。

# 出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑥

○面談実施前に転居した場合（Q&A問45）



- 本人からの申し出に応じて、転出先市町村で面談を実施し、ギフトを支給する。

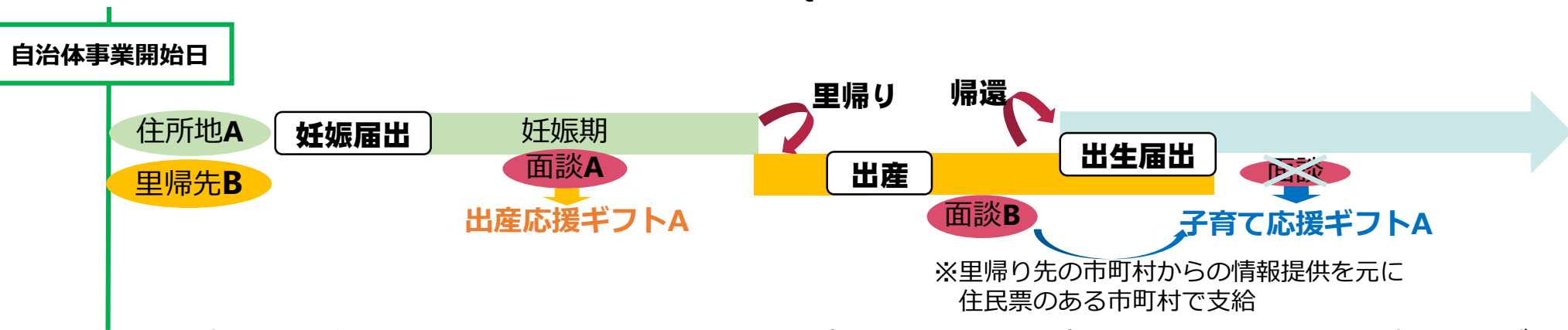
# 出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑦

○里帰り出産をし、住民票のある市町村で面談を受けた場合（Q&A問47）



- 里帰り先の市町村ではなく、住民票のある市町村において面談を実施し、子育て応援ギフトを支給する。

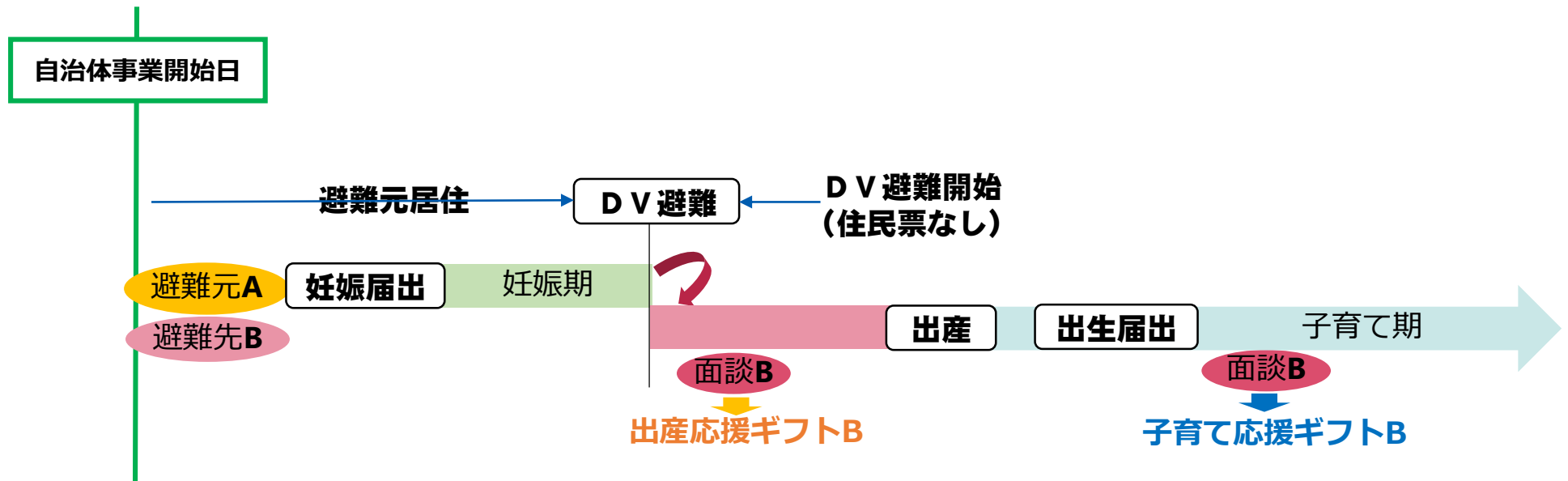
○里帰り出産をし、里帰り先の市町村で面談を受けた場合（Q & A問47）



- 産婦等の希望により、里帰り先の市町村で面談（例：新生児訪問等）を受ける場合でも、子育て応援ギフトは住民票のある市町村で支給する。
- この際、住民票のある市町村と里帰り先の市町村で適宜情報の連携・共有を図っていただく必要。

# 出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑧

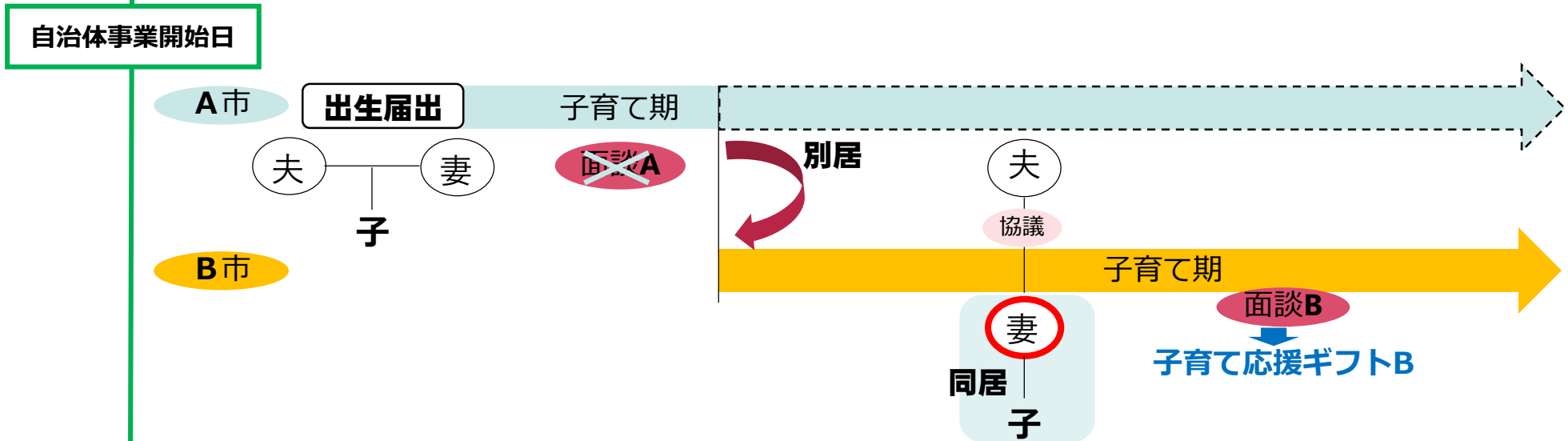
ODV等を理由に避難しており、居住する市町村に住民票がない場合（Q&A問48、49、49-2）



- 避難先の市町村で面談を実施し、出産・子育て応援ギフトを支給することは可能。
- 避難先の市町村においては、現住所地を確認できる書類（例：賃貸借契約書、公共料金の請求書等）を確認する等した上で対応。
- 福島原発事故の福島県内避難指示区域から県外等の住民票のない市町村に居住している場合も同様。

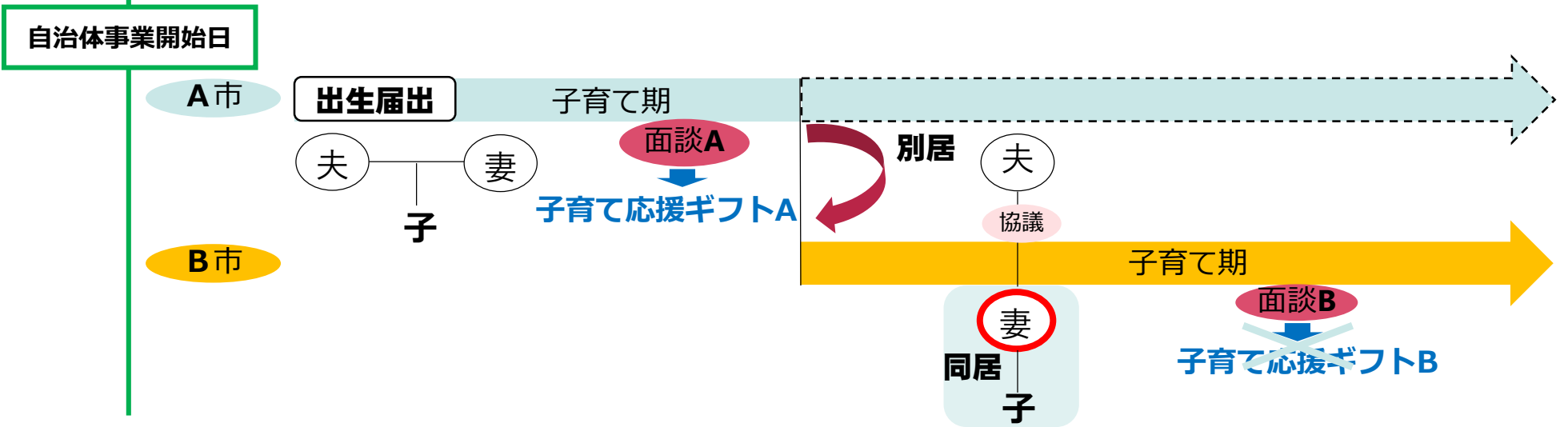
# 出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑨

○父母が離婚協議中の場合（Q&A問50）



- 父母が離婚協議中で別居している場合は、養育者（こどもと同居している者優先）が面談を実施後、申請することにより、子育て応援ギフトの支給対象となる。

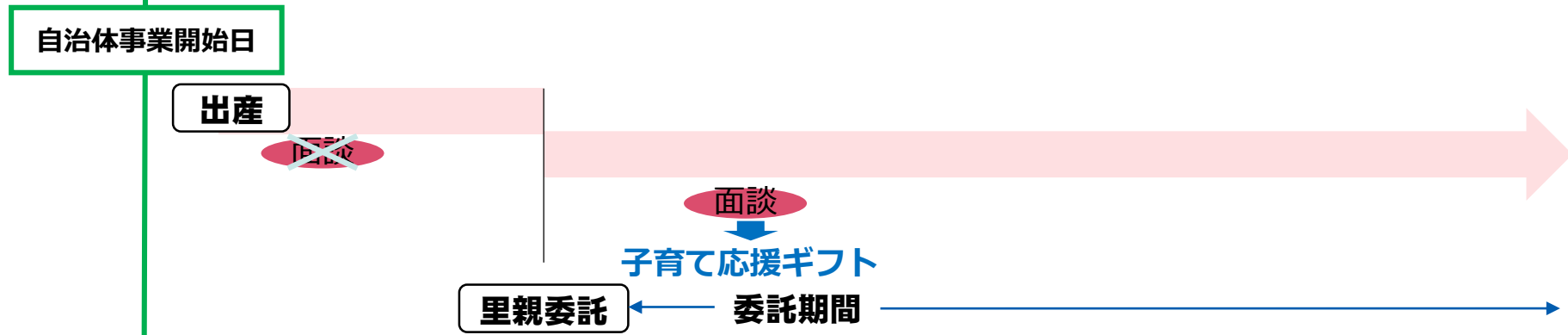
※別居前に面談を実施し、ギフトを支給した場合は、再度面談を受けても支給対象とならない。





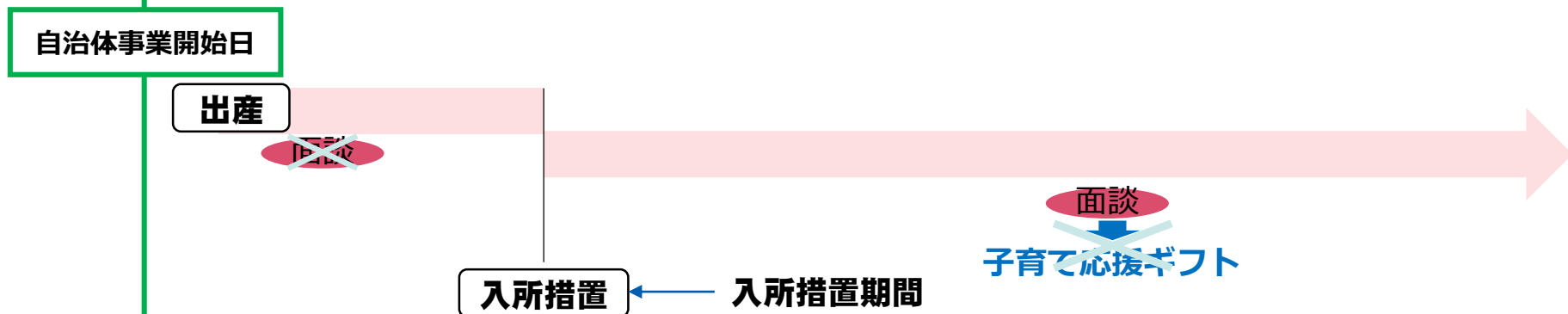
# 出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑩

## ○こどもが里親委託された場合（Q&A問51）



- 父母が出生届出後の面談を実施していない場合、里親と面談を実施した上で子育て応援ギフトを支給することは可能。この場合、里親委託後（申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がやんだ後）3か月以内に支給申請を行うこととする（当該児童が3歳に達する日以降は支給申請できない）。
- なお、出生直後に実親と面談し、子育て応援ギフトを支給した後に里親委託された場合は、当該里親に子育て応援ギフトを支給することはできない。一方で、当該里親の孤立感・不安感を取り払うため、当該里親に伴走型相談支援を行っていくことが本事業の本旨であることを踏まえ、当該里親とも面談を実施し、その後の随時の情報発信・相談受付につなげていただきたい。

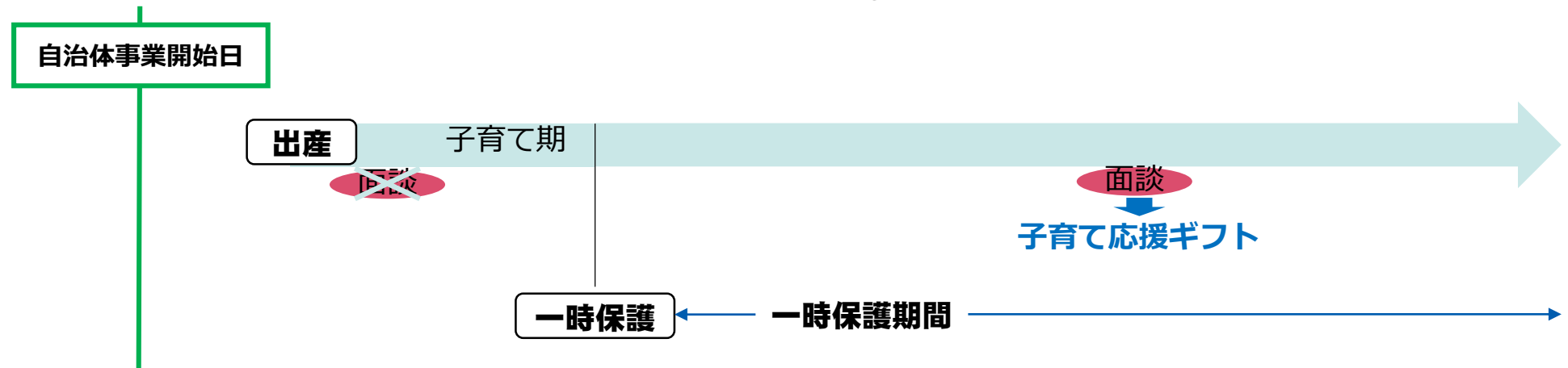
## ○出生直後にこどもが乳児院に入所した場合（Q&A問51）



- 施設入所となった場合、当該施設は、子育て応援ギフトの支給対象とはならない。

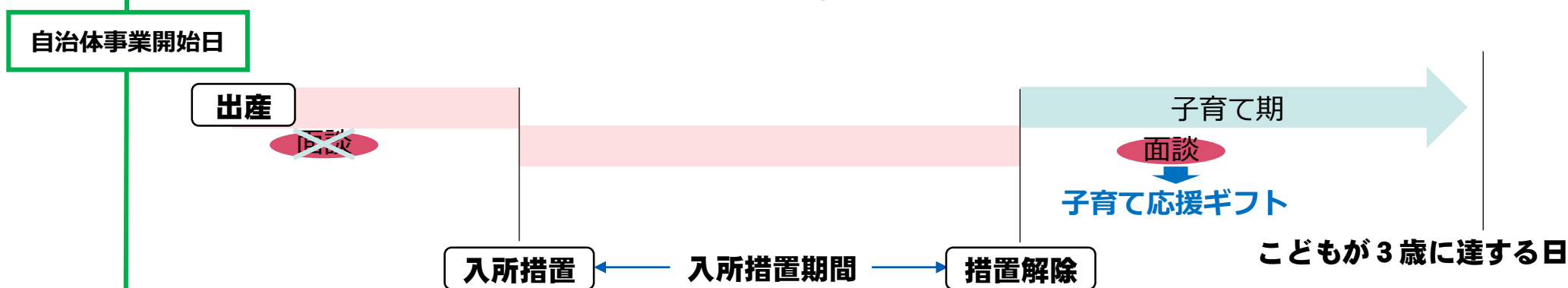
# 出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑪

## ○出生直後にこどもが児童相談所により一時保護された場合（Q&A問52）



- 一時保護期間中であっても、養育者と面談を実施した上で、子育て応援ギフトを支給することは可能。

## ○面談実施前に施設に入所したこどもが措置解除された場合（Q&A問53）



- 出生直後に施設入所し、その後3歳に達する日の前日までに入所措置が解除されて自宅に戻ってきた場合、戻ってから（申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がやんだ後）3か月以内に養育者からの申し出を受けて面談を実施し、子育て応援ギフトを支給することは可能（当該児童が3歳に達する日以降は支給申請できない）。

## 事業開始時点で妊娠中の方又は事業開始前に出産した方への対応（経過措置）

### 事業開始前に出産した方への対応（P46の図③のケース）

- 自治体において、**事業開始日時点の住民のうち、こどもの誕生日が令和4年4月～事業開始前の方**に対し、以下を送付。
  - ① **出産・子育て応援ギフトを支給する旨の案内**
  - ② **出産・子育て応援ギフト申請書**
  - ③ **アンケート**
- **申請書（支給希望有かつ支給歴なし。同意欄に署名有）とアンケートが返ってきた方**に対し、「**出産応援ギフト**」と「**子育て応援ギフト**」をまとめて支給。
- 支給の申請は、原則として、**事業開始日から3か月以内**（ただし、各市町村における準備期間等を考慮して、**3か月から6か月の間で市町村が任意で定める期間内とすることも可能とする。**）に行うものとする。ただし、**災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。**この場合であっても、**令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。**

(※) **「申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情」とは、申請予定者が**

- ・ **「長期間の入院をしていた場合」**
- ・ **「継続的に海外で生活しており、帰国していなかつた場合」**
- ・ **「施設に入所していた対象児童を引き取つた場合」**

**など、申請予定者の責めに帰さないやむを得ない事情により申請できなかつたと認められる場合を言う。**

**なお、単に申請を忘れていたなどの場合は該当しない。（QA35-2参照）**

# 事業開始時点で妊娠中の方又は事業開始前に出産した方への対応（経過措置）

## 事業開始時点で妊娠中の方への対応（P46の図②のケース）

- 各自治体の置かれている様々な実情に応じ、自らの判断で、以下のA、Bどちらの手法も選択可とする。
  - A 出産までアンケートを送付せず、出産届出後に面談を実施し、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括支給
  - B 事業開始後に、妊娠中の方に早期にアプローチする観点からアンケートを送付する場合：以下のとおりとする

### <妊娠中の対応>

- 自治体において、**事業開始前に妊娠届出をした方で出生届出をしていない方**に対し、以下を送付
  - ① 出産応援ギフトを支給する旨の案内
  - ② 出産応援ギフト申請書
  - ③ アンケート
- **申請書（支給希望有かつ支給歴なし。同意欄に署名有）とアンケートが返ってきた方**に対し、**出産応援ギフト**を支給

### <出産後の対応>

- **事業開始後に出生届出を出した方には面談を実施し、子育て応援ギフト**を支給
- **支給の申請は、原則として、事業開始日から3か月以内（ただし、各市町村における準備期間等を考慮して、3か月から6か月の間で市町村が任意で定める期間内とすることも可能とする。）**に行うものとする。ただし、**災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。**この場合であっても、**令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。**

（※）**「申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情」とは、申請予定者が**

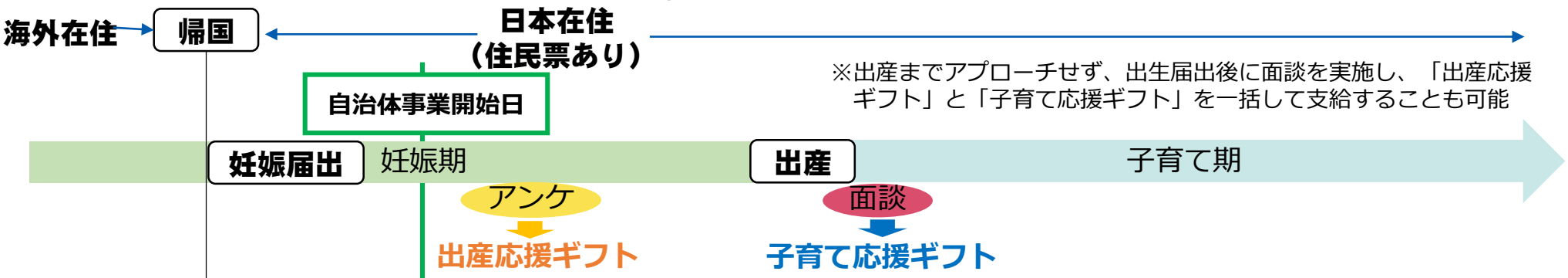
- ・ **「長期間の入院をしていた場合」**
- ・ **「継続的に海外で生活しており、帰国していなかつた場合」**
- ・ **「施設に入所していた対象児童を引き取つた場合」**

**など、申請予定者の責めに帰さないやむを得ない事情により申請できなかつたと認められる場合を言う。**

**なお、単に申請を忘れていたなどの場合は該当しない。（QA35-2参照）**

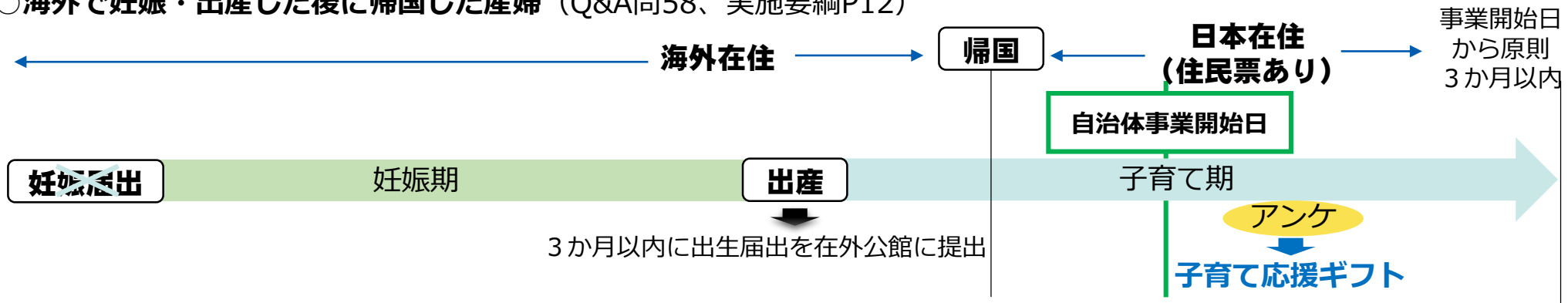
# 出産・子育て応援ギフトの支給（遡及支給のパターン）①

## ○事業開始日前に海外で妊娠して帰国した妊婦（Q&A問57）



- ・海外在住中に妊娠し、日本で妊娠届出を出していない場合でも帰国後に居住する市町村で妊娠届出をすることとなるため、事業開始時点で妊娠中の方への対応として、事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村においては、事業開始時にアンケートを送付し、回答を得た場合は出産応援ギフトの支給対象となる。

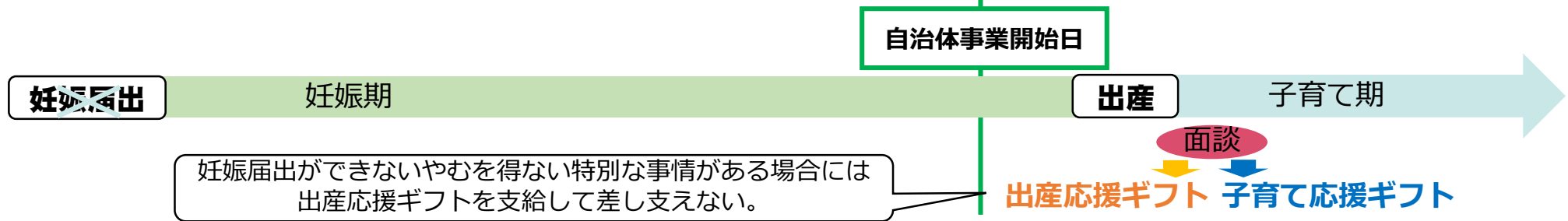
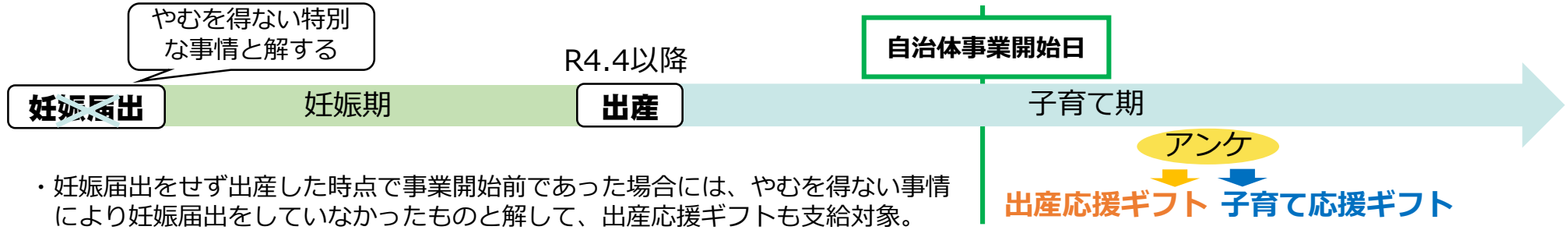
## ○海外で妊娠・出産した後に帰国した産婦（Q&A問58、実施要綱P12）



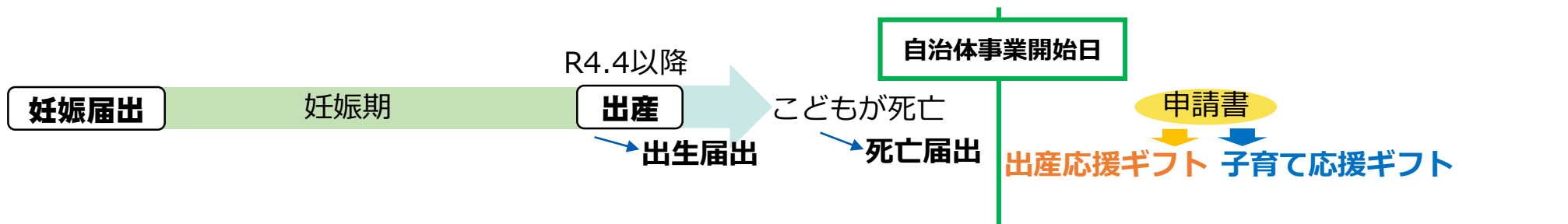
- ・子育て期に日本で過ごすこととなるため子育て応援ギフトの支給対象となるが、妊娠期を日本で過ごしていないため出産応援ギフトの支給対象外となる。
- ・なお、子育て応援ギフトの支給申請は、原則として事業開始日から3か月以内（ただし、各市町村における準備期間等を考慮して、3か月から6か月の間で市町村が任意で定める期間内とすることも可能とする。）に行うものとする。

# 出産・子育て応援ギフトの支給（遡及支給のパターン）②

## ○いわゆる「駆け込み出産」の場合（Q&A問58-2）



## ○令和4年4月以降にこどもが出生し、事業開始前に亡くなった家庭（Q&A問60）

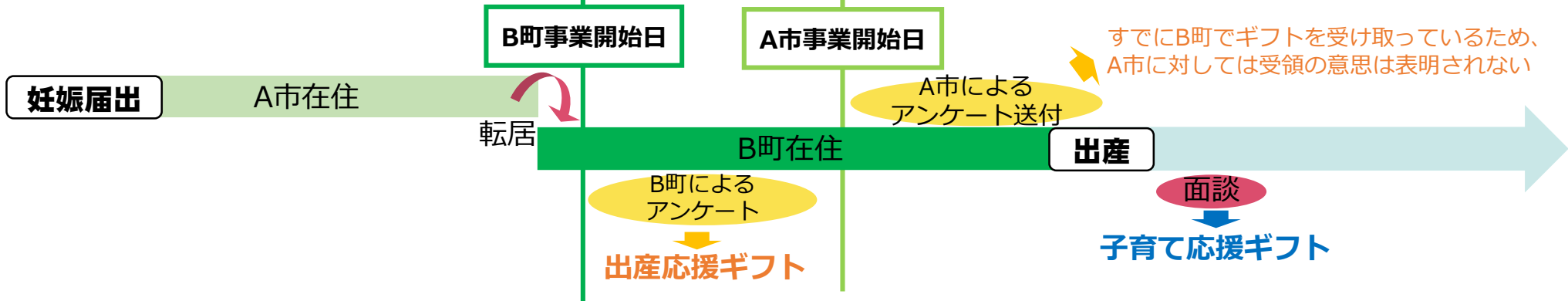
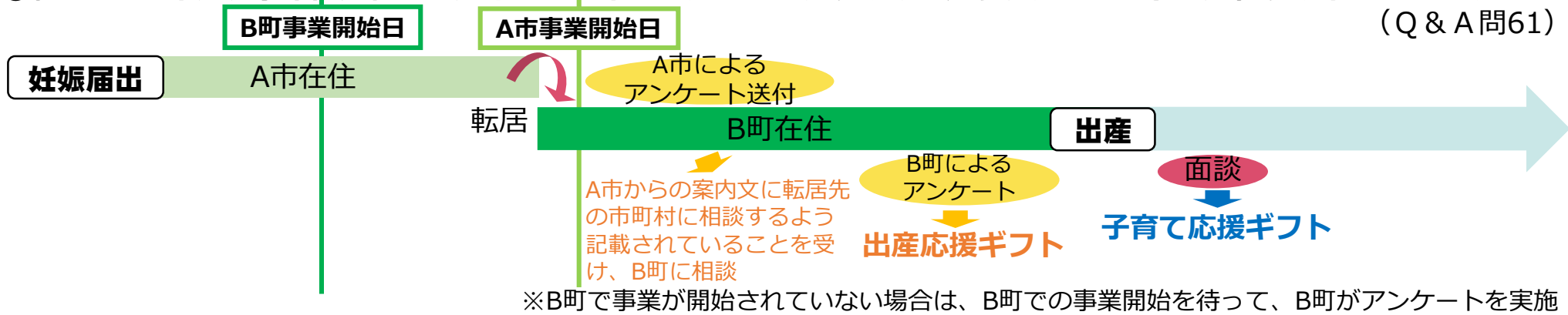


- ・この場合、簡易アンケートは送付せず、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」の遡及支給の案内とともに申請書のみを送付し、申請書が提出された場合、ギフトを支給することとなる。
- ・この場合のギフトは、こどもを亡くした方でも活用できるような内容とすることが望ましい。

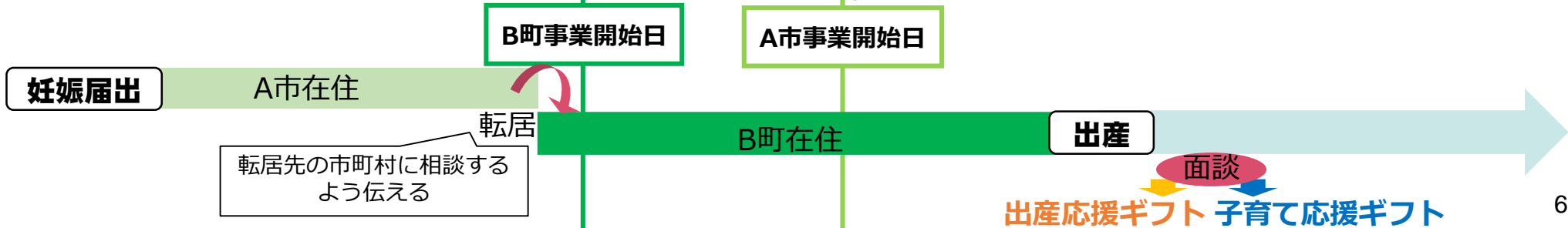
# 出産・子育て応援ギフトの支給（遡及支給のパターン）③

○令和4年4月以降事業開始日前に「妊娠届出をした方」が転出した場合

①転出元のA市が、事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村である場合 (Q & A問61)

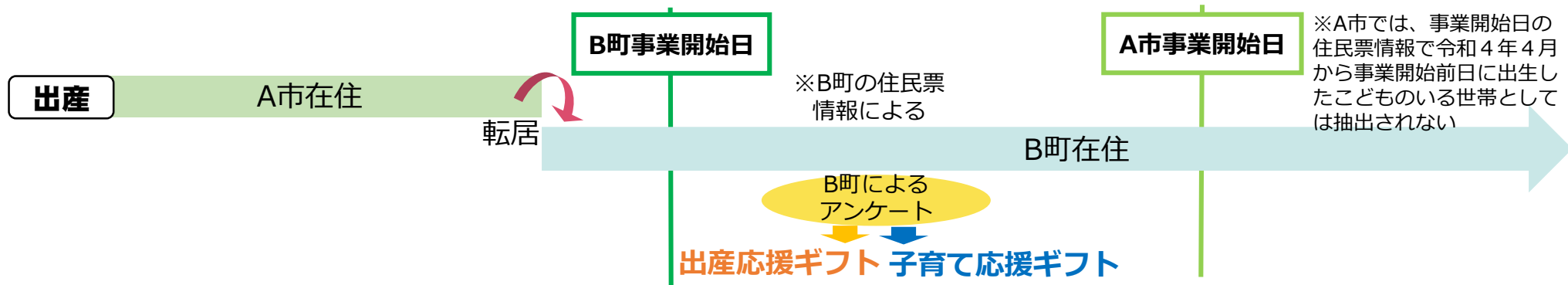


②転出元のA市、転出先のB町が、いずれも事業開始後に妊娠中の方に出産までアプローチせず出産後に面談を実施し、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括して支給する場合 (Q&A問61)

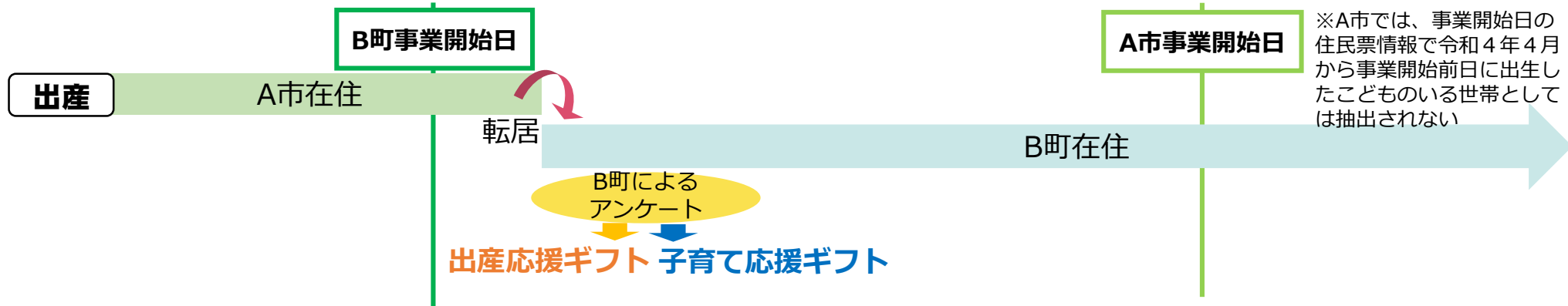


# 出産・子育て応援ギフトの支給（遡及支給のパターン）④

○令和4年4月以降事業開始日前に「出生届出をした方」が転出した場合（Q&A問62、62-2、実施要綱P10）



- ・このケースでは、転出先の市町村において、事業開始日時点の住民票の情報により、令和4年4月から事業開始日前日までの間に出生したこどものいる世帯を抽出し、当該世帯に「子育て応援ギフト」の遡及支給の案内を行う際のお手紙を送る対象になる。当該者からお手紙に同封されたアンケートの回答がなされたら、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括で支給する。
- ・支給の申請は、原則として、事業開始日から3か月以内（ただし、各市町村における準備期間等を考慮して、3か月から6か月の間で市町村が任意で定める期間内とすることも可能とする。）に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできない。



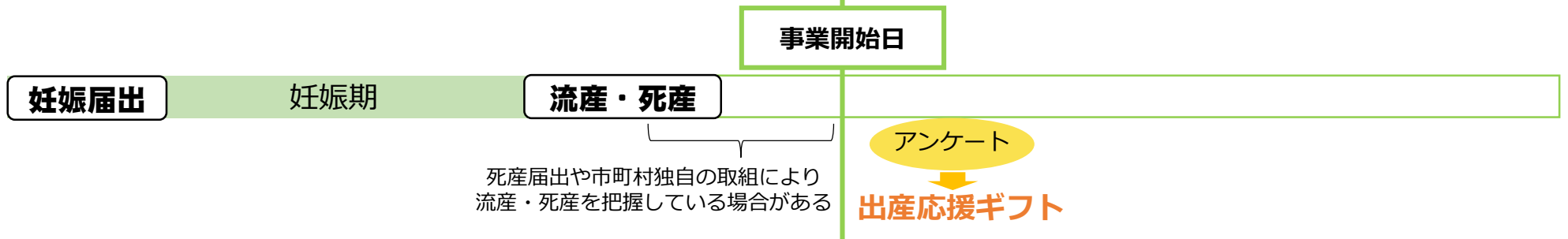
- ・このケースでは、転居の時点で、すでにB町では遡及適用対象者への案内は終了していることから、転入時の住民票登録の際、令和4年4月以降に出生したこどもがいる世帯に対して、個別に本事業の内容や出産・子育て応援ギフトについての案内を行い、アンケート・申請書を記入してもらえば、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括で支給する。



# 出産・子育て応援ギフトの支給（遡及支給のパターン）⑤

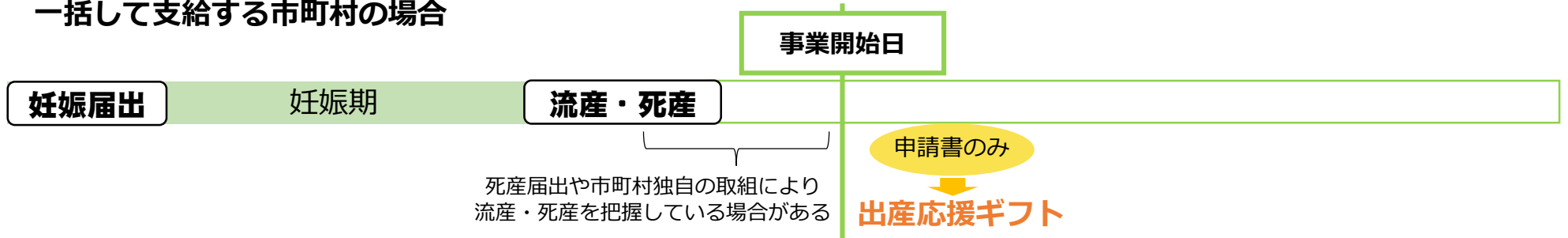
○令和4年4月以降事業開始日前に妊娠届出をした方が流産・死産した場合（Q&A問41、63、63-3）

・事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村である場合



- ・事業開始時点で、死産届出により、又は、妊娠届出時以外で全ての妊婦と接点をもつ市町村独自の取組（妊婦全数面接・アンケート等）の中で流産・死産等の事実を把握しているなど明らかに配慮が必要な場合は、その範囲内で、流産・死産された方に事前に電話等で丁寧に意向を確認した上で申請書を送付するかどうかを決定。
- ・上記のように把握ができない流産・死産の方については、事業開始時点で抽出作業を行う、妊娠届出をされていて出生届出が出ていない方のリストの中に含まれていることが想定されるため、アンケートと申請書を送付する中で、案内文に「出産応援ギフトの支給対象であること」「アンケートの回答は不用であり、ギフト申請書のみ提出いただければギフト支給すること」を記載し、把握する。
- ・上記により流産・死産の事実を把握した場合には、例えば出産応援ギフトの案内時に、心理社会的支援等に係る相談窓口やピアサポートを案内する等、きめ細やかな配慮を行っていただく。

・事業開始後に妊娠中の方に出生までアプローチせず、出産後に面談を実施し、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括して支給する市町村の場合



- ・事業開始時点での出生届出による対象者の抽出では、事業開始日以前に流産・死産した方は抽出されないため、事業開始日以前に、死産届出により、又は、妊娠届出時以外で全ての妊婦と接点をもつ市町村独自の取組（妊婦全数面接・アンケート等）の中で流産・死産の事実を把握することができることから、このような方法での可能な限りの把握に努めていただきたい。
- ・上記により、事業開始日前に流産・死産された方を把握した場合は、事前に電話等で丁寧に意向を確認した上で申請書を送付するかどうか決定するとともに、心理社会的支援等に係る相談窓口やピアサポートを案内する等、きめ細やかな配慮を行っていただきたい。

〇〇ギフト申請書  
(出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト)



〇〇市区町村長

お名前 \_\_\_\_\_  
 現住所 \_\_\_\_\_  
 連絡先 ( ) \_\_\_\_\_  
 妊娠届出日 年 月 日  
 妊娠届出日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)  
 \_\_\_\_\_

出産応援ギフトの支給 (妊婦1人につき5万円相当) を

希望します。



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。  
 ※ 出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名  
署名日 年 月 日

〇〇ギフト申請書  
(出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト)



〇〇市区町村長

お名前 \_\_\_\_\_  
 現住所 \_\_\_\_\_  
 連絡先 ( ) \_\_\_\_\_  
 お子様の名前 \_\_\_\_\_  
 お子様の誕生日 年 月 日  
 誕生日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)  
 \_\_\_\_\_

子育て応援ギフト (お子様1人につき5万円相当) の支給を

希望します。



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。  
 ※ 子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名  
署名日 年 月 日

# 国から日本医師会、日本産婦人科医会等への協力依頼（案）

- 市町村の子育て世代包括支援センターが、出産応援ギフトを申請した妊婦に係る妊娠事実を産科医療機関に確認する場合、情報提供に協力いただくよう、また、市町村と医療機関等の一層の情報連携について、日本医師会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会に依頼する予定。

## 出産・子育て応援交付金事業への協力について(依頼)【協議中の案】

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、同母子保健課 発

公益社団法人 日本医師会、公益社団法人 日本産婦人科医会、公益社団法人 日本産科婦人科学会 宛 事務連絡

### 1. 妊娠の事実確認について

**出産応援ギフト**については、**妊婦が産科医療機関を受診し、医師による妊娠の確認を受けることを支給条件**とし、その条件を満たした後、本事業に位置づけられる妊娠届出時の面談を実施した場合に支給する取扱いとすることとしています。

上記の支給条件を満たすことの確認に当たっては、妊婦に対し、**医師による妊娠の証明書等の提出を一律に求めることまではせず、妊婦本人の申告によること**としたいと考えております。この際、**虚偽申告を最大限防止するため**、市町村の子育て世代包括支援センター等においては、妊娠届出時の面談の中で、妊婦に対し、**産科医療機関を受診して妊娠の確認を受けていることが出産応援ギフトの支給要件であること、必要に応じて市町村から産科医療機関に状況を確認することについて説明し、出産応援ギフト申請書等の同意欄に署名の上、申請**してもらう取扱いとすることとしています。なお、この取扱いとすると当たり、低所得の妊婦が経済的な理由で産科医療機関を受診できないといった状況が生じないよう、令和5年度予算概算要求において、低所得の妊婦の初回産科受診料に関する助成を盛り込んでいます。

その上で、本事業を上記の取扱いにより円滑かつ適切に実施する観点から、市町村に対し、**妊娠届出後、妊婦健康診査の受診が確認できない者を把握した場合などの対応の例として、産科医療機関に当該者の妊娠事実の確認を行うことなどの手法を示している**ところです。

つきましては、**産科医療機関におかれては、市町村から、妊娠の事実確認についての依頼がありましたら、情報提供に御協力いただきたく、会員、関係者等への周知につきまして貴会の御配慮をお願い申し上げます**。なお、血清又は尿中にβ-hCG が検出されるものの妊娠が確認されない生化学的妊娠及び異所性妊娠については、本事業の対象外となります。

なお、妊娠届出自体については、これまでと同様、産科医療機関を受診する前の段階であっても、市町村で受理し、当該届出をもって、母子健康手帳や妊婦健康診査受診券の手交も可能とすることとしています。

### 2. 市町村と医療機関等との情報連携の促進について

今般の出産応援ギフト申請書等においては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合に、**市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報について、必要に応じて相互に確認・共有することについても申請者から同意を得ること**としています。

**妊産婦等への支援に当たっては、市町村と医療機関等が適切に連携しながら実施していくことが重要であることから、この同意に基づき、市町村、医療機関等が把握したアンケートや調査票の結果等の情報について、必要に応じて相互に共有することにより一層の情報連携を促進していただきたく、この点についても、会員、関係者等への周知につきまして貴会のご配慮をお願い申し上げます**。

# 自治体の事業開始時点で妊娠中の方へのアンケート（ひな形）

○自治体の事業開始日時点で妊娠中の方へのアンケート（ひな形）は以下のとおり。 ※ 妊娠8か月頃の方へのアンケートと同内容

## 妊娠中の方へのアンケート

お名前 \_\_\_\_\_ 年齢（ \_\_\_\_\_ 歳）

妊娠・出産についての相談や情報提供を行うために、以下の質問にご協力をお願いします。  
（あてはまるものに☑をつけてください。）

○現在の妊娠週数 \_\_\_\_\_ 妊娠（ \_\_\_\_\_ ）週 単胎・多胎（ \_\_\_\_\_ ）

○妊婦健康診査を定期的に受診していますか？ はい（健診受診施設： \_\_\_\_\_ ） いいえ

※妊娠中は、気がかりなことがなくても、身体にはいろいろな変化が起こっています。きちんと妊婦健康診査を受けましょう。

○分娩予定施設は決まっていますか？ はい（分娩予定施設： \_\_\_\_\_ ） いいえ

○出産後、相談にのってくれたり、家事や育児のサポートをしてくれる人としてどんな方が思い浮かびますか？

（ \_\_\_\_\_ ）

○出産に向けて、今のお気持ちはいかがですか？

- ・ 楽しみなこと、やってみたいこと

（ \_\_\_\_\_ ）

- ・ 知りたいこと、気になること（ご自身の健康、赤ちゃんや上のお子さん、ご家族、仕事、保育園、経済面、住まい・生活環境など）

（ \_\_\_\_\_ ）

○出産を迎える前に、面談を希望しますか。 はい いいえ

※ ○○市記入欄

（備考）

# 自治体の事業開始前に出産した方へのアンケート（ひな型）

○自治体の事業開始日前に出産した方へのアンケート（ひな形）は以下のとおり。

## 出産後の方へのアンケート

ご自身のお名前 \_\_\_\_\_ 年齢（ \_\_\_\_\_ 歳）  
お子さんのお名前： \_\_\_\_\_ 出生の年月日（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日）

出産後の育児等についての相談や情報提供を行うために、以下の質問にご協力をお願いします。  
（あてはまるものに☑をつけてください。）

○産後、ご自身の気持ちやからだのことで、気がついたこと、変わったことがありますか。  
いいえ はい（ \_\_\_\_\_ ）

○ご自身の睡眠の状況はいかがですか？（ \_\_\_\_\_ ）

○子育てについて相談にのってくれたり、家事や育児のサポートをしてくれる人としてどんな方が思い浮かびますか？  
（ \_\_\_\_\_ ）

○お子さんと一緒に過ごす中で、今のご自身のお気持ちはいかがですか？  
・楽しいこと、やってみたいこと

（ \_\_\_\_\_ ）

・知りたいこと、気になること（ご自身の健康、赤ちゃんや上のお子さん、ご家族、仕事、保育園、経済面、住まい・生活環境など）

（ \_\_\_\_\_ ）

※ ○○市記入欄

（備考）